

戦後の經營財政の基礎を確立することを得なかつた。千九百二十六年五六月の頃は恰かも余は歐洲巡遊中であつたが、余が滯歐僅かに一ヶ月半の間に佛國內閣の更迭を見ること三回であつた。五月余が巴里に行きたる頃にはブリアン内閣であつたが、財政案が議會に於て容れられなかつた爲め、大藏大臣は辭職し次で内閣の總辭職となつた。然るに後繼内閣組織に當るものなきが爲め、ブリアンは再び内閣を組織することになり、佛國に於て財政家として手腕ありと稱せられたるカイヨールを大藏大臣に起用した。カイヨールの財政案も亦議會の容るゝ所とならなかつた爲め、この内閣も一ヶ月餘にして崩壊した。之に代りて倒閣當面の責任者たる急進社會黨の首領エリオールが内閣を組織することゝなつたが、この内閣は成立するや直ちに議會の不信任決議により、僅かに二日にして總辭職の止むを得ざるに至つた。

かくの如く幾多の内閣が走馬燈のやうに入り替り立ち替り組織されたが、何れも短命にしてその政策を實行することを得ない。その間に通貨は益暴落しフランは英

貨一磅に付二百五十フランにまで下つた。佛國は遂に財政の危機に瀕した。是に於て佛國政界の元老ポアンカレは老體を提げて、この難局に當ることになつた。ポアンカレは「今日の如き政局不安の状態では何人が局に當るも收拾は容易でない。この難關を打破するには舉國一致協心共力して之に當らなければならぬ。徒らに政争に没頭して居つては、結局國家を破滅せしむるのである。故に政争を休止し鞏固なる内閣を造つて根本的財政案を樹立することを要する。各政黨の首領は共に内閣に入り舉國一致國家の危難を救はん」といふことを提議した。各政黨の首領も社會黨左派を除く外之を諒として入閣することになつた。先きにブリアン内閣の正面の攻撃者であり、その倒閣の首謀者たりし急進社會黨の首領エリオールも「子供達は瀕死の母の寢床の側で喧嘩をしない」といつて反對黨の首領たるブリアンと共に手を携へて入閣し文部大臣の椅子に就いた。ポアンカレを首班とするこの内閣には前總理大臣たりし人が六人も居り、その他の閣員も勞働大臣たるファリエールを

除く外は凡て一回若くは數回内閣に列したる經歷を有する老政治家である。即ちこの内閣は佛國政界の各黨派の領袖を網羅したる元老總出の内閣である。政黨派の立場からいへば、主義主張を異にする人々より成る内閣であるが、閣員は互に小異を捨て大同に就き、財政國難の解決に當らんことを申し合はしたのである。この内閣の成立するや鞏固なる財政政策が確立せらるゝならんと空氣が内外に充ちたる爲め、フラン相場は急に上騰し、英貨一磅に對し二百五十フランまで暴落したるものが直ちに百八十フランに上り、その年の末までには百二十五フランに恢復安定し、更らに一年を経てフランはその安定したる相場によりて法定せらるゝことになつた。單にフランの安定のみでなく、財政行政の整理、減債基金法の確立、金解禁、豫算の按排も凡て順調に進み、さしも一時は財政國難といはれ國家の危機と思はれたる諸般の問題も圓滿に解決せられ、今日では佛國の國狀は平靜に歸した。この狀況を見たる米國の評論家は佛國財政の安定はポアンカレの奇蹟的實行家の力であ

り、彼は戦後財政金融史上最大の功勳者であると賞讃した。

ポアンカレ内閣は所謂吳越同舟の聯合内閣であるから、成立當初よりその永續を危ぶまれたのであつたが、今日まで二ヶ年半も繼續し今尙ほ國家の爲め奮闘して居る。昨年四月の總選舉に於てはポアンカレ内閣の支持者多數を占め、六百十一人の代議士中四百六十人はその與黨である。かくの如くポアンカレ内閣は總選舉に於て勝利を得たのであるから、その黨員の中には自派に有利なるやうに内閣を改造せんことを要求したる者もあつたが、彼は之を排して各派平均に重きを置き舉國一致内閣を維持せんことを固執した。昨年十一月政教分離問題に牽聯して急進社會黨内に紛議が生じ、その黨出身の閣員を脱退せしめんとするの議起り、エリオー等四人の閣員は辭表を提出するの止むを得ることになつた。ポアンカレは豫て閣員の一人たりとも辭職するが如き場合には連帶して内閣總辭職をする旨を明言し居りたるを以て、この際に彼は總辭職する旨を大統領に申出た。併しポアンカレに

代つて内閣を組織する適任者なく、彼に對する國民の信頼極めて厚く、彼を措いて他に佛國政界の安定を圖り得るもの一人もなしとの國論大なりしを以て、大統領は彼の再起を懇切に勸説した。ポアンカレも亦その意を諒とし、再び内閣を組織し急進社會黨を除き、他の黨派を糾合し依然舉國一致内閣を繼續して賠償問題、戦債問題の解決に力を致すことになつた。

此の如く佛國政界の長老ポアンカレの奮起によりて、佛國の國難は救はれ、政界財界の安定を見るに至つた。これ全く彼の信望と人格と經綸と愛國心の然らしむる所である。

ポアンカレは千八百九十三年（明治二十六年）初めて内閣に入りて以來、茲に三十七年、幾回か閣員とし首相とし將又大統領として國家の重責を荷つた。彼今や齡古稀を超へたるに拘らず、一片耿々忠誠の心を以て、老體を提げて國難の衝に當り、戦後の經營に努力するの愛國的精神に對しては全國民の舉つて感謝する所であ

る。由來佛國は政争激甚であり、政變に次ぐに政變を以てし、爲めに國家の危機を招來したのであるが、ポアンカレは之を傍觀するに忍びず、單に政治家としてでなく、又黨人としてでなく、一個の愛國者として、私を忘れ公に奉ずるの精神を以て國難救済の爲めに奮起し、黨派的境界線を打破し、舉國一致内閣の首班として奮闘努力し佛國を窮亡の域より救つた。佛國民は勿論世界各國の人士がこの老愛國者の偉大さと忠誠に對して敬意と謝意を表するは誠に故あることと思ふ。

我が國現時の状態は固より佛國に於ける如く國家の危機に瀕して居るとは思はない。併し國民の一部の間には政治、經濟、思想の國難を叫ぶものもある。外交内治共に多事多難であることはいふまでもない。この國家内外多事の際に徒らに政争に没頭し政權獲得若くは政權維持に汲々として國家の利害を顧みざるが如き觀あるは、實に苦々しきことである。眞に國家を憂ふる者はこの際不純なる政争を休止し舉國心を一にし、國家の重大問題を解決するの決心をなすことが必要である。偶々

佛國の國難に際して愛國的精神を發揮したる彼國政治家の行動に顧みて、特にこの感を深からしむるのである。

(昭和四、二)

## 議會解散の重大性

——(濱口内閣試練の第五十七議會を控へて)——

議會解散といふ事は極めて重大であつて、容易に行ふべきものではない。

然しながら少數黨が内閣を組織した場合、議會に於て多數を占めることが不可能であり、従て自己の政策を實行することが出来ない爲め、議會を解散して總選舉を行ひ、信を國民に問ふ場合がある。

我が國では帝國議會が開かれて以來、議會の解散は非常に多かつたのである。無事に四年の任期を終へたことは指を屈するに過ぎない。

議會を解散し總選舉を行ふときは、全國に亘つて國民を騒がすのであるから出來得べくんば、解散を避けて政務の運用を圖ることが必要であると思ふ。

又議會を解散するときは前年度の豫算を施行することになるのであるから、國運の進展を阻害することにもなる。

けれども現時の政府黨は少數であり、反對黨が絶對多數を有して居るから、どうしても解散は免がれまい。

この場合解散する事が良いか、悪いかといへば、成るべく解散を行ふことなくして政局の安定を計ることが出来れば之に越したことはない。然し今日の政狀から見る時は、解散は止むを得ないと觀察するのが普通の見解であらうと思ふ。

翻つて外國の政界を見るに、英國の如きは議會の解散は頻々と行はれてゐる、假令政府黨が議會で多數を占めてゐても、一つの重要問題に直面したる場合に國民の意志を問はんとして、議會の解散を行ふ事が度々ある。

従て英國では、議會解散といふ事を、さほど重大事とも考へてないで、議會政治に於ける常套事であるかの如くに思つてゐる。而かも解散をして後三四週間の内に

總選舉が舉行されるといふほどの簡單さである。それほど英國人の頭には議會解散を重大視してゐないのである。時には一年の内に二回も議會を解散して總選舉を行なつたといふこともある。

總選舉の結果、反對黨が多數を制した場合には、内閣は總辭職をなし、反對黨が内閣を組織することになつてゐる。然るに佛蘭西に於いては、議會解散といふことは殆んどない。憲法には議會の解散を認めてゐるが、憲法制定以來解散を實行したのは、ただ一回あつた丈で、その以後には解散したことはない。

佛蘭西の議會では政府不信任案は度々議場に現はれる。而してこの不信任案が議會を通過した場合に内閣は議會を解散することをしないで、直ちに總辭職をする。そして次の内閣が組織せられる。又もしこの内閣に對して不信任案が議會を通過した時は、直ちに内閣は總辭職し、更らに次の内閣が出現する、といった鹽梅で政府が議會解散権を實行し信を國民に問ふといふことは殆んどないのである。

故に下院の議員は何れの時に於ても四ヶ年の任期を無事に過すことが出来、決して解散の憂き目を見る事がない。

この兩國に於ける議會の慣例に關するコントラストは誠に面白い現象といふべきである。英國が議會の解散を斷行し、選舉によりて信を國民に問ふて内閣の運命を決するに反して、佛蘭西では、議會で不信任案が通過しても解散を行ふことなくして、内閣の總辭職を斷行するのである。この何れが當を得てゐるかについては議會政治の根本問題として深く研究すべき事であると考へる。

英國の政界は大體に於て二大政黨が對立し、一政黨が國民の信望を擔ふことが出来なかつた場合には他の政黨が之に代つて内閣を組織する慣例である。故に政權の歸趨は選舉によつて定まるのである。従て總選舉によつて國民の意嚮を問ふことがこの歸趨を定むる最良の方法である。而して英國の選舉界は近時大に淨化し、我が國の如く買収とか官權干渉とかの、ことは殆んどなく、平穩公明に選舉が行はれる

のであるから、選舉の爲めに紛擾を來たすこともなく、國民は總選舉を日常茶飯事と考へて居る。それ故解散が度々あつても餘り重大事とは思つてゐないのである。

之に反して佛蘭西では、小黨が分立してゐるので何れの政黨も絶對過半数を得ることは不可能である。従て小數政黨の聯合によつて内閣を組織するの外はない。故に議會を解散し總選舉を行ふとしても各黨派の消長にはあまり大した影響はないのである。

此の如き次第であるから佛蘭西に於ては議會が内閣不信任を決するときは解散せず、内閣の總辭職となるのである。その代り前内閣に列したる大臣も次の内閣に入りて依然その地位にあることは珍らしくない。現にブリアンの如きは何れの内閣にも外相の椅子に在り十數年勤續して居る。

かくの如く英國と佛國とは議會の政狀を異にして居るから議會解散に關してもその趣を異にして居るのである。我が國の政界は兩者の内何れに近いかといへば大體

に於て英國に似てゐる。故に少數黨が政府を組織した場合には結局議會解散を行ふことになるのである。

然しながら我が國に於ける議會解散、之に伴ふ總選舉は全國各方面に大波動を惹き起す結果、國民全體が動搖し、金も要り政黨も苦み、之がために種々の問題をも惹き起す事がある。故に解散は容易ならぬ問題である。故にもし出來得るならば解散を行ふことなくして政局の安定を期することが必要となる。

されども政府の政策に對して、反對黨は常に反對するといふ状態であるから、少數黨の内閣は解散を行ひ總選舉によりて勝敗を決するの外はないのである。

今日の場合、之も亦止むを得ない事であるが、希くは選舉は之を公正に行ひ選舉の費用を少くし、極端なる紛争を巻き起さないようにし、英國の如く選舉を政界の套事となすの習慣を養ひ、解散を以て重大事と考へないようにしたいと思ふ。

(昭和四、一二)

## あかるい政治

(昭和聯盟創立總會に於ける演説)

近時の社會世相並に政治状態を見ますると、寔に深憂に堪へざるものがあります。この頃日々に起ります所の政治界に於ける出來事を見ましても、この事が果して如何なる點まで事實であるかといふことは判りませぬけれども、兎に角政界が何となく腐敗墮落して居るやうな感じがいたします。現今の社會並に政治状態が如何にも不安であり、陰鬱であり、不愉快であるといふ感が致すのであります。かくの如き状態でありましては國家の將來に對して深き憂ひを有たざるを得ないのであります。

これに就きまして、だんだん諸方面の人々の考へを聞きますと、茲に二つの思潮があるやうに見えるのであります。一つは此の如く政治界が腐敗墮落するのでは政

治といふことは實に不愉快千萬である。政治に關係することは厭である、成るべく政治と遠ざかり己れ自らを潔くし、己れ獨りを善くするの外はない。政治界に身を投じ國家の爲めに盡さむとしても、この混濁したる状態では所詮その目的を達することは出来ないから、寧ろ所謂獨善主義を採つて一人を慎しみ己を潔くし、政治圈外に立つ方が優れりである……といふ様な悲觀説を持つ者があるのであります。又之に反して第二の思潮は過激であり、奇矯である所の思想であります。その説に依れば、今日の如き政治状態を見ては吾々は黙して居る譯には行かない、如何なる手段を以てしてもこの状態を破壊せねばならぬ、今日の政黨や議會には信賴する事が出来ない、政黨を打破し議會を否認することも已むを得ない……と云ふのであります。甚だしきは憲法を中止し立憲政治を破壊せねばならぬといふやうな極端なる過激論を唱へるものすらあるのであります。私はこの悲觀説も過激論も共に非であると思ひます。かかる思潮のあることは實に國家の爲めに憂ふべきことでもあります。

固より我が國民全體がかくの如き考へを有つて居るとは申しませぬけれども、少くも或る部分にこういふ感じを持つて居るものがあることは事實であります。

顧みて過去のことと思を回らしますと、本年は昭和四年でありますから、明治大帝が御位に即かせ給ひ維新の宏謨を定められました時から算へますれば恰度六十二年目に當るのであります。この六十二年間に於ける我が帝國の進歩を見まするに、實に偉大なるものがあるのであります。明治の初年には我が帝國は實に微々たる東洋の一孤島であつたのであります。人口は三千萬と稱し、教育・産業・交通・兵事等總ての點に於きまして眞に幼稚未開の状態にあつたのであります。國際關係に於きましても世界に認識せられざる一小國であつたのであります。

然るに東洋に僻在するこの一孤島が、この六十年間に於きまして偉大なる進歩をなし、産業に於きましても、教育に於きましても、その他の方面に於きましても、非常に急速なる進歩發達をなし、世界に雄飛するに至つたのであります。それ故に



歐米人の内には、日本の進歩を以て世界の奇蹟なりといつて驚歎して居るものもあ  
ります。而して今や事實我が日本は英吉利・佛蘭西・伊太利・亞米利加と相對して  
世界に於ける五大國の一であるとか、或は英吉利・亞米利加と相對して三大強邦の  
一であるとかいはれる位の地位に立つてゐるのであります。

我が帝國が僅々六十餘年間にこの如き地位を獲得したといふことは眞に奇蹟であ  
るといはなければなりません。而して此の奇蹟を呈したのは何に原因するかと申し  
ますと、申すも畏きことでありますが、英明なる明治大帝が明治維新に際して我が  
國是を定められ、帝國の宏謨を御樹立になり、國民にその嚮ふ所を宣示し賜つた結  
果であるといはなければならぬのであります。明治初年は封建制度が廢せられ新政  
の創始せられた時であります。その當時は内憂外患交々至つた時であつたのであり  
ます、内にあつては或は佐幕黨があり、或は尊王黨があり、或は攘夷論があり、或  
は開國論があつて、紛糾その極に達し、甚しきは戦争すらあつたのであります。又

對外關係を見ますると、亞米利加を始めと致しまして佛蘭西・英吉利・露西亞その  
他の國が軍艦を送り開港を迫つて居つたのであります。内外多事といふことをよく  
云ひますが私はこの時程眞に多事の時はなかつたと思ひます。若し當時之に處する  
の政策を誤つたならば、我が日本の地位は如何なることに相成つたであらうかとい  
ふことを考へますと、私は實に冷汗背に迸るを覺えるのであります。

然るに内憂外患交々至つたこの時に際し勲聖文武なる明治大帝が御位に即かせ給  
ひ、維新の宏謨を御定めになつて國家の難を御救ひに相なつたのであります。明治大  
帝には御位に即かせられました年の三月に神明に誓はせられました五箇條の御誓文  
を御發布になつたのであります。その五箇條の御誓文こそ眞に我が帝國の國是であ  
りまして、之によつて維新の大業が確立されたのであります。其の御誓文の中には  
「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」  
「上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」

「官武一途庶民に至るまで其の志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す」

「舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし」

「知識を世界に求め大に皇基を振起すべし」

といふことがあるのであります。

一度この御誓文が發布せらるゝや維新の宏謨は定まりまして、在朝の臣僚もこの宏謨に則り明治大帝を輔翼し奉り、又一般國民も御聖旨を體し、協力一致して國家の爲めに盡したのであります。その結果が現れまして今日の我が帝國の隆昌を來したのであります。この事に思ひを致しますれば 今日吾々も亦明治大帝の御宏謨を奉戴すると同時に、之を補翼し奉つた所の先輩諸公並に吾々の父兄の苦心努力に酬ゆるが爲めに更に一段の奮闘努力をなさねばならぬのであります。吾々は明治維新當時の國難を追憶しますれば、今日徒らに安きを貪り紛争を事としては相成らぬことを痛感するのであります。

謹んで五箇條の御誓文を拜讀いたしまするに、その中に「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」といふ一條があります。これ即ち立憲政治、自治政治の根源であります。即ち中央の政治に於ても地方の政治に於ても、國民をして國家並に地方の政治に參與せしめて、君民一致、上下協力、以て國政の振興を期するといふ御趣旨であります。爾來この御趣旨を奉戴して朝野官民協力してその準備に従事致しました。明治十四年には「明治二十二年に議會を開く」といふ御詔勅が發布せられました。又憲法發布に際しては、明治大帝は「我が臣民は即ち我が祖宗の忠良なる臣民の子孫なることを回想し、其の朕が意を奉政し朕が事を獎順し、相共に和衷協同し 益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし、此の負擔を分つに堪ふことを信じて疑はざるなり」と宣せられたのであります。即ち國政擔任の負擔を臣民に御期待に相成つて居るのであります。眞に恐懼の至りではありませんか。されば我々臣民はこの御期待に副ひ奉り國政參

輿の負擔に堪ふるの覺悟がなければならぬと思ひます。

元來立憲政治とか自治政治とか云ふことは國民が國家若くは地方の政治に參與するの制度であります。故に參政なることは一面に於ては國民の權利であるやうであります。一面に於ては國民が國家に對する義務であります。この義務を完全に盡さなければ吾々臣民の本分は全うし得られざるものといはなければなりません。然るに憲法並に自治制が實施せられて茲に四十年、その間の情勢を見ますると遺憾なることが多いのであります。殊に近時の政狀を見まするに實に痛嘆に堪へないのであります。帝國議會の今日の狀態を見て諸君は如何なる感を持たるゝのでありませうか？ 喧騒・漫罵・野次、甚しきは神聖なる議場に於て格闘傷害といふが如き刑事事件すら起るのであります。而かもこれが地方の選良とか政治家とかいはるゝ人達の行動であります。この光景を小學校の兒童に見せしめたならば如何なる感化を與へるでありませうか？ 或る學校の先生が生徒に「議會とは何をする所であるか。」

といふ質問をした時に、生徒は「議會は私達の御父さん方の喧嘩する所である。」と答へたといふ話を聞きましたが、如何にもありさうな事であります。之を見ましても今日の議會の狀態は教育上にも悪い影響を及ぼして居ると思はれます。

併しこれは形に現はれたことでもあります、更に無形の點即ち政界の裏面を見ますと、こゝにも亦醜陋の事實があるのであります。即ち收賄とか、贈賄とか、瀆職とか、變節とか、買収とかいふことが日々の新聞紙に見えて居ります。金力を以て政治を左右し、國務を處理するかの如き感があるのであります。而かも是等の事に堂々たる立派なる政治家が關係して、所謂疑獄とかいふことが起つて居ります。その眞偽の程は今日未だ判りませんが、兎に角政治家・實業家の中に雲のかゝつて居るとは事實であります。殊に選舉に於きましては、凡て金錢の爲に動かされ、買収が盛に行はれて居るといふ事實があります。此の如き事であつては眞に國家の爲め憂へざるを得ないのであります。

立憲政治は議會政治でありますから政黨なるものは必然に起つて來ます。立憲政治に於ては政黨を否認する事は出來ません。政黨があれば黨争も亦止むを得ません。併しその黨争なるものは主義政策の争であつてその争ひは公明でなければなりません。互に光風霽月の態度を以て國家の爲に盡すといふ觀念に基かなければなりません。私は必ずしも政争を悪いとは申しませぬが、併しその政争は國家民人の利益を圖る政策上の争ひでなければなりません。然るに今日の政黨は、政策の争ひよりは寧ろ政權を維持し若くは政權を獲得せむが爲に枝葉末節の争ひをなし、而かもその争ひが苛烈深刻であります。その結果國家民人の利害を無視して唯黨利黨略のみを事とするといふ風があるのであります。その黨争の爲に外交上に如何なる影響を來すかも顧みず、又内政及び國民思想に如何なる反響を生ずるかも考へず、互に醜惡を暴露し人身攻撃をなし、徒らに不純の政争に耽つて居るのであります。實に痛嘆に堪へないのであります。恐らく公明なる考へを持つて國家を憂へらるゝ

所の政争圏外の人は必ずさう考へて居らるゝ事であらうと思ひます。それ故に先程も申しました通り、眞面目な人は政治家に愛想をつかし、政治には成るべく遠ざかり度いと云ふ考を起すことも無理はないと思ひます。又元氣のある人はこんな政治は打壞さなければならぬ、憲法も中止して立憲政治を止めてしまふが宜いといふ様な過激なる思想を持つ者も起つて來るのであります。かくの如きことでありますならば、明治大帝が維新の宏謨の國策として、國民をして國家の政務に參與せしめんとする所の立憲政治、自治政治を如何にして完成することが出來ませうか。之を考へますと私は心から憂へざるを得ないのであります。

それ故に今日かかる場合に於きましては、國民に對して健全なる政治思想、公明なる政治徳義を養成することが最も必要と考へます。私は必ずしも現在の政治家のみに悪いとは申しませぬ。政治の腐敗墮落を來したることに就ては、國民全體もその責任の一部を負はねば相成らぬと思ひます。國民全體が政治を諒解し、政治は健

全でなければならぬ、公正でなければならぬ、純真でなければならぬといふ事が分り、この觀念を以て選舉に臨み、金力や權力に魅せられず、公正堅實なる人士を議會に送るやうになれば、茲に初めて政治の腐敗を救ふことが出来るし、政治の墮落も正すことが出来るであらうと思ひます。殊に青年の人達は純真であるから、眞直な道を行かうといふ事を常に考へて居る。然るにその青年達が社會に出て、世の中の仕事に當る時になると、社會の状態は決して純真でなく、眞直なことのみにいつて居つては通つて行けない……といふことになり、遂に脇道へ外れて行くことになる。これは青年の罪でなく社會が不健全である爲めであると思ひます。

私は教育に従事して居らるゝ人々よりよく次の様な話を聞くことがあります。學校の先生は生徒に向つて正しい道を行け、眞直なことをやれと教場で教へるのでありますが、生徒の方では、先生はそういはるゝけれどそんなことでも、世の中は通りませぬといふことを詰問されることがあるといふのであります。こんな譯では教

育の効果も無いと思ひます。それにはどうしても社會の環境を改めて行かなければなりません。之が爲には政治界、實業界に在つて先覺者を以て任じて居らるゝ人が自らその身を修め、その家を齊へ、實踐躬行して範を社會に示さなければなりません。それには健全公正なる人々が團結して政治教育の中心となり國民を指導するところが必要であると思ひます。

明治大帝が特に心を御用ひに相成つた所の立憲政治並に自治政治の美果を收めむとするのには何としても茲に「正しき政治」「誠ある政治」「明るき政治」を打立てゝ行かねばならぬと思ふのであります。かやうに考へて居りました際に昭和聯盟といふものを設立せんとして守屋君からパンフレットを受取つたのであります。私はこれを見まして如何にもこれは時宜に適したることであると考へました。この聯盟の目的を達するには一方の政黨政派に偏してはいけません。現在の政黨政派に超越し若くは各政黨政派の人々と共に協力して行くことが必要であります。政黨政派

に屬して居る人であつてもその志を同じくし、純真なる考を以て現在の世相を匡正せんとする人ならば、同志として事を俱にする事は差支へないと思ひます。但し政争渦中に投ずることは絶対に之を避け、更に高き見地に立ちて政治道德の向上を圖り、社會改良を念とすることを目的とせなければなりません。

併しかゝる高遠なる理想を以て果して今日の混濁せる政治界を廓清し得らるゝか否かは疑問であります。私は露骨に申します。私自身は勿論、諸君の力はそんなに偉いものではないと思ひます。故に茲に昭和聯盟が出来たからといつて今日の大勢を支配し得らるゝとは思ひませぬ。併し心を同じうする者が集り、全國に同感の士が出て來ましたならば、少くも大海に注ぐ雨の一雫位にはなると考へます。假令一雫であつても、それが溜れば所謂巖をも徹す水の力にならぬとも限らない。私は諸君と共にこの一滴の水とならうといふ考で事に當る決心を致し度いと思ひます。

(昭和四、一二)

## Parliamentary courtesy (議會禮儀)

英國人はよく Parliamentary courtesy (議會禮儀) といふことを言ふ。議會禮儀とは議場内に於て議員の守るべき禮儀作法のことである。英國の議員は議場内に於てはその言動を慎しみ粗暴野卑の言辭を用ゐず、その態度は紳士的である。若し議員中に粗野下品の言辭を弄し若くは不謹慎なる行動をなすものあるときは Parliamentary courtesy に反するものとして之を擯斥するのである。演説や質問の時に他の議員の名を呼ぶにも決してロイドジョージ君とかマクドナルド君とかいはないで、その身分に依つて一々敬語を附ける。例へば The honorable gentleman とか The honorable and learned とか又大臣や前大臣に對しては Right honorable gentleman と

ふ敬語を用ゆる。この敬語を用ひないで單にロイドジョージ君とかマクドナルド君とか言へば直ぐに議員中より注意の聲が起る。又議員間の質問應答も極めて鄭重であつて、互によく相手の演説を聞き靜肅に應答し、他人の演説中之を妨害し若くは阻止せんとするが如きことはない。服装も昔はフロックコートかモーニングであつたが、労働黨議員が多くなつた今日では、この習慣は破れて労働黨側のバックベンチには縞の背廣や粗末の服を着て居るものもある。併し是等の労働黨議員もその言動は紳士的であり少しも野卑の風はない。先年余が倫敦に居つたとき保守黨の或る議員が余に話したことがあるが、アレ等の労働黨議員は議場外に在つては随分粗暴であり野卑の言葉を用ゆるが、妙なもので議場に入ると立派な紳士になりその態度も言辭も實に奇麗であると言つた。これは全く英國議會の傳統的議會禮儀の尊重に依るのであらう。我が國議會の状態を見ると、議場外にては立派の紳士であり個人としては穩健なる人であるが、一たび議場に入ると打つて變つた人となり、野卑なる

野次も飛ばせば、時には鐵拳までも振り舞はすことがある。實に彼我議會の面白き對象ではないか。彼に在つては粗暴野卑なる人が議論に入ると立派なる紳士となり、我に在つては穩健なる紳士が議場内に於ては粗暴の人となる。これは議會心理の然らしむる所であらうが、歸する所は我が國に於ては所謂議會禮儀なるものが訓練せられて居ない爲めである。

又英國議會に於ては議長を非常に尊敬する。議長の言は鶴の一聲であつて議長が Honorable gentlemen といつて發言すると議場は水を打ちたる如くシーンと靜かになる。議長の命に反抗するものは殆んどない。況んや議長席に駆け上つて議長を詰問するが如きことは絶對にない。英國議員にいはせると、これは議長その人を尊敬するのでなく議長席を神聖視する爲めだといふ。議長となる人は必ずしも政界に有力なる政治家ではなく只穩健着實なる人格者であるに過ぎない。議長は政黨に屬しては居るが、議長となると最早黨人でなく、純正無垢の神様になるのである。朝野兩

黨より一致して選舉せられ、頭に白き毛の冠を被り、身に黒き殿かめしきガウンを着て神聖視せらるゝ議長席に就くときは、自然に正直なる神様になり、偏派な黨派心などは起らないのであらう。又議員の方からも議長を黨派の人と考へず、朝野兩黨より神様に祭り上げたのであるから、何れの黨派の人も神様扱ひにするのである。議長と言辭態度は實に立派であつて、議員に對する應對は恰かも親が子に對するが如く、如何にも懇篤親切で、秋風蕭殺でなく春風和煦の風がある。議長は必らず満場一致で選舉し、選舉の時には朝野兩黨の首領が極めて鄭重なる言を以て推薦演説と賛成演説をするの慣例である。而して一度議長と選ばれたる以上は總選舉の結果、黨派の勢力が變つても繼續して議長となり、又總選舉に於ても議長の選舉區には兩黨より候補者を立てず無競争にて當選せしむるのである。又議長が辭職する場合には必らず爵を授けて貴族院に入れる慣例である。議長となる人は政界の有力者ではないが、それ程優待せられて居る。それでこそ議長の命令もよく行はれ議場も整理し

得られるのである。只形式的に黨籍を脱したりとて、心から黨派心がなくなり純眞の神様にならない以上は、議長としての信頼は得られない。又議員も黨派根生を以て議長を迎へ、己れの黨派より選出した議長であるから、自黨に對しては寛に、反對黨に對しては嚴であれといふが如き考へでは、議長を神様にすることは出来ない。議長を公平無私なる神様とするには兩黨の議員が公平なる考を以て議長を迎へ、心から黨派觀念を脱しなければならぬ。

英國議會に於ても時には彌次も出る。併しその彌次は人身攻撃や、品の悪いものではない。『馬鹿野郎』とか、『低能』とか、『老耄れ』とか、『引込め』とかいふが如き低調野卑なる言辭を弄せない。不穩なる言辭を弄するときは議長は直ぐ之を制止する。或は議員間より order, order の聲が起る。それで議員は直ちに沈黙する。議長に懲罰権があつて不穩なる行動をなすものに對しては、議長は懲罰を行ふから議長の命令はよく行はれる。我が國の如く懲罰委員なるものがあり、多數黨の力によつ



て反對黨議員は嚴罰に處し、自黨議員は寛典に附するが如き不公平なることはない。此の如く議長は議會に於ける專制君主であるが、之に對して何等不平の聲も起らず、議長を尊敬し信頼して議場内の秩序を保つて居るのは、流石は立憲政治の模範國と稱せらるゝ英國であつて、學ぶべき點があると思ふ。

これは英國議會の傳統的典例として議會禮儀を重んずるの精神によるのであるが、又一面には政黨の領袖が常にその黨員を教育訓練するが爲めでもある。英國の政治家は立憲政治は議會政治であり議會政治は國民の前に於て國政を議するのがその根本であるから、議場内の言論動作は最も慎重にし政治的に國民を教育指導することを念としなければならぬといふ信念を有つて居る。陛下の政府 (His Majesty's government) も陛下の反對黨 (His Majesty's opposition) も共に俱に國家の爲めに奉公の誠を致すのであつて、政府の局に在るもののみが國政を變理するのではなく、反對黨が政府の政策を批判し、攻撃するのも齊しく國家の政務に參與し御奉公する

のであるから議會に於ては堂々と所信を披瀝し論議することが政治家の任務である。この公正なる態度と純真なる心事とが議場内に現はれて國民を教育指導し得るのである。而してこの國民政治教育の場所が議會であるから、議場に於ては議員は眞面目なる言動をなさねばならぬといふことが政黨領袖の信念である。この信念を以て政黨領袖は黨員を統率訓練して居る。勞働黨の領袖ケンウオージー (Kenworthy) は『議場に於て紛擾を起したり、議長の命令に反抗したり、議會の慣例に背いたり、政府當局者を罵倒したりすることは反對黨の任務でない。反對黨はもつと大切なる仕事がある』と言つたことがあるが、即ちこの趣旨に外ならないのである。これは獨りケンウオージーのみでなく、マクドナルドでも、ボールドウキンでも、ロイドジョージでも同様のことを言つて黨員を戒しめて居る。我が國の如く議場内で亂暴したり罵倒したりする者を黨の功勞者の如く考へ之を賞揚するとは全く異つて居る。議會は政治教育の場所であり、政黨の領袖は大衆の指導者であるといふことは政治界

に重きをなすものゝ常に念頭に置かなければならぬことと思ふ。中央議會の状態は地方議會に傳染し、更らに延ひて公私の集會にも及び、甚しきは學校の教場にも映るのであるから、帝國議會の行動は實に重大であり、その言論動作は最も慎重にしなければならぬ。小學校の生徒が議會ゴツコと稱して互ひに殴り合ひの眞似をしたといふ挿話もある位であるから教育の上から見ても議會禮儀といふことは最も大切であると思ふ。

## 議場の混亂防止の方策

我が國に於て帝國議會が開けて以來茲に四十年、その間幾多の經驗をなしたのであるが、近時の状態に鑑みて、諸般の點に於て改正をなすべき事項が多々あると思ふ。試みにその二三を述べて見たいと思ふ。

第一會期のこと。我が憲法に於ては通常議會の會期は三ヶ月となつて居る。併し實際は三ヶ月間本會議の開かるゝことはなく、本會議の開會は僅かに一ヶ月餘に過ぎない。これ程會期の短い議會は世界中殆んど何處にもない。憲法制定當時に於ては國家の政務は簡短で、豫算の如きは僅かに七、八千萬圓程度であり法律案等も左程多くはなかつたのであるから、會期三ヶ月もあれば十分であつた。然るに四十年を経

過したる今日に於ては、豫算は十五六倍になり、政務は益々複雑となり議會に附議すべき諸般の議案は夥しくその數を増したのである。議會が豫算法律案を慎重に調査し眞面目に協賛の任を盡すにはこの短時日では十分でない。故に今日の實際に顧みれば會期を長くする必要のあることはいふまでもない。但し憲法を改正することは重大であるから、改正しないで憲法の運用によつて政府は議會の議事進行の實狀に應じて會期延長の手段を採つたら宜いと思ふ。又臨時必要の場合には臨時議會を召集しても宜からう。然るに歴代政府は議會をうるさがり成るべく早く議會を閉ぢ議會なしで政務を行はんとするの風があり、議會々期延長は萬止むを得ない場合に一日とか二日とか小刻みに延長し、一日も早く議會を終了せんことを希望するのではないかと思はれる感がある。又臨時議會を召集すべき場合でも、故らに之を避け、或は法律に代る緊急勅令により、或は實行豫算とかいふ名の下に豫算の改定を行つて居る。遠き昔のことは別として現に最近にこの實例がある。若槻内閣時代に財界の

恐慌に伴ふ銀行救済の處分案を議會にかけず、樞密院の諮詢を経て緊急勅令を以て之を處理せんとした。樞密院はこの處分は憲法上適當ならずとして之を否決した。これが爲めに若槻内閣は崩壊するに至つた。あの場合若槻内閣は何故に臨時議會を召集しなかつたか。當時若槻内閣は多數の與黨を有して居たのであるから、多少の紛糾はあつても、議會は通過したであらう。されば若槻内閣は樞密院の爲めに倒されたのでなく、實は議會を無視したが爲め自ら倒れたのである。又田中内閣の時代に治安維持法の改正法案を議會に提出したが、會期盡きたるが爲め未議了になつた。後に樞密院の諮詢を経て緊急勅令を以て之を發布した。この法律の如きは、何んといつても、議會の協賛を経べきものであり、緊急勅令を以てすることは正當でない。當時田中内閣が會期の延長を奏請し、緩々議會をして審議せしめたならば、恐らく議會を通過したであらう。然るにこの手段を採らず、緊急勅令を以て發布したことは假令違法ではないとしても、非立憲である。是等の事例は議會を厄介視し、議會外に於て

政務を處理せんとするの證據である。政府が議會をうるさがり、議會を面倒がり、成るべく議會を外にして政務を行はんとするの心理があつては、如何にして立憲政治を行ふことを得べきや。併しこれは政府のみを責むべきでなく、議會側にも罪がある。議會に於て動もすれば、枝葉末節の議論をなし、故らに議事の進行を阻止せんとし、紛擾に次ぐに紛擾を以てし、收拾すべからざる状態を引起し、國務進捗の妨害をなすこと少くない。それが爲め、政府としては成るべく早く議會を閉ぢ國務の進行を圖らうとするのである。かゝることは議會政治の上に極めて遺憾のことであるが畢竟これは政府にも議會にも罪があり、兩者共にその責に任せなければならぬ。立憲政治は議會政治であり、議會で國政を審議して政治をするのが立憲政治の本旨である以上は、議會をうるさがり又は厄介視しては眞の立憲政治は行はれない。英國人は政治は議會に於てするものであると心得て居るから、政府は國家の政策は凡て議會の議に付し、親切懇篤に之を説明す。之に反對するものがあれば喜んで之

を聞き、反駁もすれば逆襲もし、互に堂々とその意見を闘はし、議論が盡きなければ幾日かゝつても繼續してやるのである。政府の不信任案にしても三日も四日も續いて討議することもある。又豫算案の如き四十五日乃至六十日も討論した後決つた實例がある。議會の會期は豫め之を限定せず、その時の事情によつて伸縮を自在にして居る。かく議會がペン／＼と長く續けば、一般の政務に支障を來たすことはないかと懸念するものがあるが、決して左様のことはない。英國では議會は殆んど年中行事であるから、議會開會中だからといつて、大臣以下政府の役人が總出で議會に詰めかけて居るやうなことはない。普通の事務は役所に於て事務官が着々と片付けて行く。事務官は議會には關係がないから、議會の問題になつた事實の調査はするが、自ら議會に行つて政府委員室にゴロ／＼して時間を空費するやうなことはない。彼かくの如き次第であるから英國の政治家は議會を少しもおつくうに考へない。彼等は議會は政務を行ふ場所であると思つて居るから、議會で討論し應答することは

政治の常套事と考へ、少しもうるさがらない。従て一日も早く閉會して議會の苦痛より脱せんとするが如き考を持つものはない。必要があればイツまでも會期を延長する。會期の延長を避けたり、臨時議會の招集を嫌やがるやうでは、本當の議會政治は行はれない。故に眞に立憲政治を行はんとするならば、必要に應じ議會の會期を延長し、相互に胸襟を披いてゆる／＼慎重審議するやうにしなければならぬ。之と同時に反對黨も徒らに枝葉末節の論争をなして、時間を空費し、議事進行を妨害することを止めなければならぬ。

第二質問應答のこと。我が國の議會に於ては國務大臣の施政演説に次で之に對する質問がある。次に豫算總會に於て豫算に關する事項のみならず、一般政務に對する質問がある。更らに法律案に就いても同じやうなことを繰返へすことがある。政府の政策に對して質問應答することは固より當然であつて、之について時間を費すことは止むを得ない。併し我が國の議員の質問といふのは、所謂質問でなくして自己意見の陳述である。質問者は長々と自分の意見を述べ、時には政府彈劾の演説をなし、最後に之に對して政府の所見如何と付け加へるのである。而かも同じ質問を多くの議員が繰返し、或は本會議に述べたることを豫算總會に於て、更らに他の委員會に於ても繰返へすことがある。之が爲めに時間を空費すること夥しいのである。之に關して余は次の如く改めたいと思ふ。

一般政策即ち外交、軍事、財政、教育、産業等の大體問題については、本會議に於て政府と在野黨と討議應答の日を定め、議事日程にその事項を掲げ之を一般に公表し、且その質問の要點を豫め政府に通じて置くのである。從來のやり方では議員よりの質問の内容が分らないから政府も豫め答辯の準備をなすことが出來ず、その時その時の御座なりの答辯をなすか、調査中でゴマカスカ、少しも要領を得ないことが多い。在野黨は政府の無準備に付け込んで政府を窮地に陥れ、或は矛盾の答辯をなさしめ、鬼の首でも取つたが如く喜んで得々たるものがあるが、これは決して

本當の議會討議ではない。反對黨は必ずしも政府をイヂメ、答辯に窮せしむることが能ではない。政府の眞意を確かめ、之を非とする場合には堂々と之を攻撃し、その是非を國民に判断せしむることが議會討議の本領である。今日の狀態では議員の質問には爆彈が出るか、ピストルが出るか分らず、或はその裏には伏兵が居るか、偵察が潜んで居るか知れないので、政府は鎧甲冑で身を堅め、成るべく爆彈やピストルに中らないやうに、或は伏兵に襲はれないやうに、要心に要心して逃げ路を作つて答辯するのである。これでは胸襟を披くどころか、チョツキのボタンすら外すことも出来ないのである。かくの如きことであつては、眞に和衷協同して國政を議することが出来るであらうか。議會は敵味方の戦闘舞臺ではない。政府も反對黨も共に陛下の忠良なる臣僚である。源平種族を異にするが如きものではない。Parliament は即ち Parler (話し合ふ) する所である。兩者互に打ち解けて國政を相談するの心持ちで相對することが必要である。

英國では金曜日を除く外毎日質問時間が定めてある。その時間は五十分乃至一時間である。質問せんとする者は簡短に質問の要領を書いて書記官長へ提出する。書記官長は之を政府に廻す。大臣室次官室には質問の時間表が掲げてある。その時間が來ると大臣次官は議場に出て答辯する。質問の時間外は大臣次官室に居つて仕事をして居る。質問の要領が豫め分つて居るからドン／＼答辯して一時間内には大概片付く。質問は事實についての質問で議論に涉らないから、多くは簡單であつて數の割合に時間はかゝらない。

質問は右の通りであるが、討議となるとなかく長い。十數日乃至數十日を要することがある。議員の演説にも相當長いものもある。エドモンドバークの彈劾演説や、グラッドストーンの藏相時代の豫算演説は五時間六時間の長演説で有名であつた。併し近來は餘り長演説はないが、最近ポールドウイン内閣のウインストンチャーチルの豫算演説、ネウキル、チャムバーレンの地方制度改革演

説は二時間乃至三時間の大演説であつた。併し是等の大臣の演説は事實に基きたる説明演説であつて、昔し風の豪傑政治家の空理空論の演説でないから聴者をして耳を傾けしむるのである。殊にネヴキル、チャンパーレンの地方制度の演説は多年の経験に基き地方の實狀に即したる演説であつたから、各議員をして敬聽せしめ、反對黨の議員すら深く感服したといふことであつた。

第一、議場混亂防止のこと。近時我が衆議院議場の混亂は毎回劇甚になり、何れの議長も之が整理には困つて居る様であり、粕谷議長、元田議長の辭職も之が爲めであり、議會の體面から見ても甚だ擧蹙すべきことである。この混亂は何に原因して居るかといふに、一は多數黨は多數を擁して少數黨の言論を壓迫せんとし、少數黨は之に對抗して議事の進行を妨害し議案の通過を阻止せんとするが爲めであり、又一は議員が議會禮儀を無視し反對黨若くは反對黨の領袖に對して惡罵冷嘲を敢てし、時には無根の事實に基き人身攻撃をなすが爲め、その所屬の黨員を激昂せしむる

爲めである。要は多數黨の横暴と少數黨の對抗より起るのである。議會は言論の府であり政策の審議機關であるから、成るべく言論を自由にし、議員をしてその思ふ所を盡さしむることが至當であるのに、多數の力を以て之を抑壓せんとするときは之に反抗せんとすることも無理はない。併し又少數黨が故意に議事の進行を妨害し、議案の通過を阻止せんとする場合には、政府黨が之に對して應戰の策を講ずること亦止むを得ない。之には兩方に言分があり、又その言分に尤もなる所もあるが、要は互に誠意を缺き公明の態度を失ふことに歸するのである。

多數黨の壓迫に對する少數黨の武器は議事妨害である。議事妨害にも二様ありて一は有形的妨害 (Physical obstruction) であり一は合法的妨害 (Legal obstruction) である。有形的妨害は怒號喧擾嘲罵暴行を以て議事の進行を阻止することであり、合法的妨害は議事規則にも背かず議會の禮儀も破らず適法の手段を以て議事の進行を阻止するのである。前者は懲罰その他の方法を以て之を制裁することを得るが、

後者は適法の行爲であるから始末のつかぬものである。合法的妨害は少數黨の用ゆる手段であつて、その武器は長演説と修正動議である。我が國に於てはこの外に議事進行の發言、緊急質問、身上の辯明等がある。

この合法的妨害の御手本は外國にもあり、殊に立憲國の模範と稱せらるゝ英國にも著しき例がある。バーネルの率いたアイルランド黨の採つた手段はこれである。一八八一年のアイルランド土地法案の討議の際には、修正の動議やら質問やらで一月三十一日午後四時より二月二日の午前九時まで四十一時間二晝夜ぶつ續けて討議した。由來英國議會には討論終結といふことはなく、如何に長き討論でも皆辛抱して之を聞き、自然に議論の盡くるのを待つのであるが、流石英國の議員も二晝夜ぶつ續けの議事には閉口したと見え、この時から討論終結の動議を提出し得ることになつた。併し討論終結の濫用を防ぐ爲めに容易にこの動議を起し得ないことにして此の動議の成立には特別の賛同者あることを必要とした。即ち討論終結の動議に反

對するものが四十人以上あるときは百人の賛成、又百人以上の反對あるときは二百人の賛成がなければ討論終結の動議は成立しないこととした。加之討論終結の動議を提出するものがあつても、議長が未だ討論終結の時機に達せず、少數黨の権利を蹂躪するものと認めたる時は之を拒絶し得るのである。かくして一面には多數黨の横暴を制し、一面には故意に出でたる少數黨の合法的議事妨害を止めんとしたのである。我が議會に於て見るが如き一切の動議も一切の質問も、一切の發言も許さずとし、全然議論を封鎖し、多數黨の力を以て一氣呵成に議案を議決せんとするが如きことは英國議會に於てはあり得ないことである。又英國議會に於ては會期は伸縮自在であり議事の模様によつてはイツまでも會期を延ばすことを得るから、會期の盡くるを待つが爲めに、故らに議事を引延ばさんとするが如きことは多くは起らない。故に討論終結の規則が出来た後も、多數黨が之を濫用して少數黨を壓迫し議場の紛亂を來たしたといふことは餘り實例がないやうである。



朝野兩黨共に言論の自由を尊重し多數の力を以て少數黨の言論を抑壓するが如きことなく、又會期切迫の爲め審議の暇なしとの口實なからしめんが爲めには會期の延長をなし、ゆる／＼討議するの時間を與へるならば、少數黨と雖も好んで速記録をくど／＼しく讀み立てたり、一ヶ條毎にクダらぬ質問をなすの愚をなすものはないであらう。人間の根氣には限りあるのみでなく、故意にかゝることをなすときは國民の同情を失ひ、世間の非難を招くことになるから自然に自省するに至るのである。又選舉法その他重要な法案を必らず一會期内に通過せしめんとするは無理である。一議會の會期内に通過しないときは、次の議會に再び提出してもよい、遮二無二一會期内に通過せしめんとすることが誤りである。英國に於ては五六年もかゝつて漸く通過した法案は少くない。況んや國民の利害に最も重大なる法案を會期の切迫せる數日前に之を提出し、多數黨の力によつて無理やりに之を通過せしめんとするが如きは議會政治の本義を没却し議會を無視するものである。議會を尊重し國

民をして議會を信頼せしむるには朝野兩黨共に無理をせず、雅量ある態度を以て國政を審議するの心懸けがなければならぬ。かくすれば議場の紛擾を來たすこともなく春風駘蕩の中に議事を進行することを得ると思ふ。

議會は戰場と見るよりは、國政を行ふ事務所と見る方が穩當である。刀劍甲冑で身を堅め格闘する戰場でなく、寧ろ御互に眞裸になつて心の底を打ち開けて國政を相談する場所と見る方がよい。英國の議會はその構造と座席の關係からでもあらうが、議事の模様は談話的である。誰かが『昔しは演説をしたが今は談話をして居る』といったが、實際英國の議會を見ると座談會の觀がある。演壇もなく水呑コップなく、政府黨と在野黨が小學校の生徒の坐るやうやうなベンチに腰をかけて向ひ會つて居り、その席から話すのであるから勢ひ座談的になる。昔し、エドモンドバークや、グラッドストーンや、デズレリーや、チェムバレーンや、チャーチルの如き雄辯家が光彩陸離たる演説をしたことがあつたが、近來はだん／＼談話的になり

演説も短くなつた。それ故議會の演説は演説會の演説でなく、事務室内の談話であるの風がある。即ち所謂 Business debateである。元來英國人は實際的のことを好むからその演説も質實であり、佛蘭人や伊太利人の如く身振り手振りをして芝居じみたる演説をしない。殊に議場が狭く演壇に立つて演説するのでないから、尙ほ更らさういふ型になる。我が國の議場の構造は今更ら建て直すことは出来まいが、座席の組立てについては何とか考へて見たらどうかと思ふ。一般議員は平土間に居り、國務大臣政府委員は一段高き舞臺に上り、兩方の入口より入つて来る光景などは全然芝居がゝりである。殊に國務大臣や政府委員が高き舞臺より下座を見廻して、倨傲尊大の威様を示すなどは癩の種にもなる。であるから下座の議員は國務大臣の態度に目を付け、大臣が居眠りをしたとか、欠呻をしたとか、笑つたとか、眞面目の態度を缺いたとかいつて、その坐作行儀までが非難的となり問題となることがある。政黨内閣に於ては國務大臣や政務官は多くは兩院議員であるから、別に特別席

に就く必要もなく、一般議員と同じ席に居つて打解けて應答する方がよいと思ふ。殊に地方議會の如きは尙更ら左様である。地方議會も帝國議會の眞似をして頃日の新築議事堂は帝國議會と同じ様に高き演壇があり、政府委員席があり、堂々たる演説會場のやうになつて來た。今後地方議會の議場を新築改築する場合には、何とか工夫して改めては如何かと思ふ。先年余が倫敦に行つた London country Council の議事堂の新築が竣工したので、招かれたことがある。この新築議事堂は、堂々たる大陸風の建物で、全くモダン式であつて、古色蒼然たる滋味のあるウエストミンスター一の議會とは全然趣を異にして居つた。余はこれは近代的の建物で實に立派だと御世辭をいつたら、余を案内したる一議員はイヤ建物は立派になつたが、議事は遅くなり、議員の演説は長くなり、實質なき空疎の議論が多くなつた、矢張り昔し風のウエストミンスターの方が遙かによいといつたが、如何にも英國人の本音を吐いて居ると思つた。議場構造のことは別とするも議會の演説まで芝居がゝりとせず、今

少しく着實な國政の相談所らしくして、舞臺衣裳や、かつらを付けず素面で相談するやうな風に改めることが必要ではあるまいか。これも亦議場の混亂に陥ることを防ぐ一の方法であると思ふ。

## 敵討政治

伊藤博文公は明治三十二年五月十五日大分縣の豊國俱樂部發會式に於て『眞正の代議制度』と題し演説をしたがその中に左の言がある。

黨派ノ軋轢ノ結果ガ遂ニハ敵討ノ政治トナリハセンカト大ニ恐レテ居ル、甲ノ黨派ガ勢力ヲ得テ居ル時ニハ己レ獨リ事ヲ恣ニシ、而シテ其ノ勢力ヲ失ツタ時ニハ乙ノ黨派ガ政治ヲ把ツテ豫テ酷イ目ニ逢ツタ敵討ヲスル、敵討ハ封建時代ニハ矢來ヲ結ツテ其ノ中デシタガ日本帝國ノ議會ヲシテ矢來ヲ結ツタ所ノ敵討場ノ如クサレテハ堪ラヌ、此等ハ政黨モ自ラ願ミテ改良スル所カナケレハナラヌ。

今日の政黨政治は實際敵討政治の如き觀がある。伊藤公が三十年前に恐れられた

ことが今日實現せられて居るやうに思はれる。議會に於て政友會が多數黨の時は多數の力によりて反對黨の言論を壓抑せんとし、民政黨が多數黨になれば亦同じやうなことをする。民政黨が懲罰の動議を提出して政友會の代議士を懲罰に付せんとすれば、政友會も同じやうに民政黨代議士を懲罰に付せんとするの動議を提出し、互に泥仕合をなし敵討ゴツコをやる。公は日本帝國の議會をして敵討場の如くされては堪らぬといはれたが、今日議會の實狀は敵討場のやうである。公が今日生存しこの實狀を見たならば必らず自分はこの事あるを憂へて政黨も自ら顧みなければならぬといつたではないかといつて、政黨を戒飾しこの現狀を打開することに努力せられたであらう。政黨は公のこの言に顧みても反省しなければならぬではないか。單に議場に於てのみでなく人事行政に於ても敵討政治をして居る。近時地方官の更迭を見るに政友會内閣時代に採用したるものは民政黨内閣になると、一網打盡に之を誅首し、政友會内閣に於て誅首せられたるものを復活せしめ、知事は勿論部長、事務

官、甚しきは巡察の末にまで及ぼして居る。又政友會が勢力を得て政治の局に當るときには、同じやうに前内閣時代に採用したるものを罷め、その時に罷められたものを復活する。從て誅首せられたるものは常に政變を希望し敵討をなさんことを待つて居る。人事の變動に伴ひ地方の事業にも影響を及ぼし、前内閣時代に許された事業が後の内閣に於ては止めになり、更らに内閣が變れば又々變更せらるゝことも往々ある。これは確かに敵討政治である。兩政黨の言ひ分は前内閣時代のヤリ方が政黨本位に即したる不公平のものであるから之を公正に直すのだといふのであつて、兩方とも同じことを言つて居る。何れが直か曲か、誰か烏の雌雄を知らんやである。甲黨が勢力を得るときは他を抑壓し專横のことをなすから、乙黨は怨恨骨髓に徹し、今度己れが勢力を得たらば之に復讐せんとの考を起すのである。これが敵討政治の起る譯であるが、歸する所兩者共に公正の觀念を失ふが爲めである。恰かも源平時代の政治と同じく、源氏が勝てば平家を全滅し、平氏が時を得れば、源家を

皆殺しにし、互に復讐をなすと同じ心理である。立憲政治時代に源平政治の思想を持たれては國民は堪つたものでない。偶伊藤公の演説集を讀みてこの言に接し、今日の時相に顧み、特に公の如き公正なる政治家を憶ふの切なるものがある。公の遺志を繼いでこの時弊を匡救せんとするものなきか。

## 地方制度の過去並に現在に於ける諸問題

- 一、市制町村制の實施準備と市町村の分合
- 二、大都市特別制度
- 三、郡—郡制並郡役所の廢止
- 四、府縣制と府縣知事公選論
- 五、地方自治と政黨

自治制度確立の沿革に關しては自治制の制定に參畫主宰せられたる山縣有朋公が國家學會創立滿三十年の記念號に於て詳細に説述せられたのである。併し公の述べられたる所は主として市制町村制の制定沿革に關するものであつて、廣く地方制度に及んで居ない。又その記事は市制町村制の制定に至るまでの沿革に止り、その施

行後の實況に就ては言及せられて居ない。余はその施行後に於て地方行政に係りて居つたから、茲に國家學會雜誌五百號の記念發刊を機とし、公の繼續事業として自治制施行後の諸問題並にその實況に關して記述しようと思ふ。

### 一、市制町村制の實施準備と市町村の分合

市制町村制は明治二十一年に發布せられ同二十二年より施行せられ、茲に約四十年の星霜を閲した。施行當時に於ては國民未だ自治の本義を解せず、その運用上に於て多少の支障もあり、一時自治尙早の聲が一部の者の間に起りたることありたるも、余は我が自治制は大體に於て順當の發達をなし來つたと思ふ。自治制施行に關し四十年間に於ける朝野官民の努力實に容易ならざるものあり、或は講演に或は講習に或は著書雜誌の發行に國民をして自治の本義を諒得せしむるに多大の奮勵をなした。余は茲に自治制の制定に従事せられたる山縣公を初め關係諸官僚の盡瘁と施

行後に於ける是等朝野官民諸氏の努力に對して深く敬意を表するものである。

地方自治の施行は憲法の制定施行と共に明治維新の一大事業であり、廢藩置縣に伴ふ地方政治の一新紀元である。之を遂行したる當局者の苦心と努力とは之を多とせなければならぬ。新法を制定し之を實施するに當りては從來の舊制慣行に一大改革を行はねばならぬのであるから、當時之に對して種々の議論ありたることも止むを得ない。而かも當局者は之を排して新制を施行したるは確かに一大英斷といはなければならぬ。

自治制の制定に關しては當時元老院に於て幾多の論議あり、尙早論もあり、廢案説もあり、延期論もあつた。その理由は「本邦古來政令は常に上より下に及ぼすを例とす。百般のこと常に中央より割出して四方に及ぶ。然るに従前の慣行如何に關せず一朝法律を以て自治を行はんとす。その成功を見ざること明なり。一般人民未だ自治の何たるを知らざる今日に於て自治制を行はんとするは國情に適するものに

あらず。先づ國家の大本たる憲法を定め、それより府縣制を發布し、郡制より市制、以て、町村制に及ぶを順序の宜しきを得たるものとす。『市制町村制は郡制府縣制と取纏めて審査するを可とす。先づ五六年は編制の歲月となし之を實行してその全效を奏するは二十年後に期するも可ならん。』『法律の明文を以て公然自治自由を與ふるは當を得るものにあらず。法律を以て政府より自治の權を與ふるときは他日如何なる弊害を生ずるやも計り難し。』といふのがその要旨であつた。此の如く、議論百出容易にその決定を見ること能はざりしが、結局廢案說延説は否決せられた。

此の如く當時保守主義の論者決して少くなく、自治制の制定に對して尙早の意見頗る盛んであつたが、山縣公等は憲法は既に明治二十三年を期して施行せらるゝことに確定したのであるから、その施行に先ち地方自治の制を確立し、國民をして地方政治に訓練せしめ、然る後中央議會政治に及ぼすを可とすとの主張を固持し、萬難を排して地方自治制を制定したのである。當時國民の政治知識の程度に於ては自

治尙早論も一應の理由なきにしもあらずであるが、既に憲法の施行が確定した以上は、その前に地方自治制を行ふべしとの議は確かに正論である。その實施の跡に付て之を觀るに或は尙早の感なきにあらざりしが、大局より之を見れば、政治思想普及の上に於て、將た又地方行政發達の上に於て、自治制の施行は確かに至大の效果ありたることを疑はない。余はこの點に於ては山縣公等の功績を認めなければならぬと思ふ。

由來我が國に於ては中央集權の風あり、何事も中央を先きにし地方を閑却するの傾があつた。普通選舉の聲も、女子參政權の叫びも、何れも中央帝國議會に關するものであつて、地方議會に對しての聲ではない。歐米諸國に於ては先づ地方議會に之を行ひ、次に中央議會に及ぼすのを常とする。獨逸に於て地方議會に普通選舉を行はざるに先ち、中央議會に普通選舉を施行したるは當時ビスマルクの政略上止むを得ざるに出でたのであるが、彼も後日に至り之を後悔し全く政策を誤つたことを

懺悔したといふことである。余は我が國の政治家が中央政治に没頭して地方政治を閑却するの傾あるを見て、深く遺憾とするのである。

新制度の實施に就ては先づ市と町村とを區別しなければならぬ。市と町村とは風俗人情並に社會上經濟上の状態を異にするのであるから、市制施行地と町村制施行地とを調査研究することを第一に着手したのである。市制の施行地を定むるに就ては第一に人口を標準とした。即ち人口二萬五千以上の市街地にあつて、郡と相對して獨立の區域をなすもの若くは人口三萬五千に達せざるも商業繁盛にして將來都市として發展すべき望あるものは之を市となすの方針を採り、府縣知事の内申に基きその地に市制を施行することとし、その他の郡村には町村制を施行することとした。當時市制施行地として指定せられたるものは僅かに三十一に過ぎなかつたが、今日に於ては百三を算するに至つた。過去四十年間に於ける人口の増加、商工業の發展が如何に急速にして當時の漁村農村が今日は繁盛なる市となりたることに想を回ら

せば、我が國運の隆昌の如何に偉大なるかを知るに足るのである。

町村制の施行に就ては尙ほより以上の調査研究を必要とした。當時町村の數は七萬有餘の多きを算し、而かもその大小廣狹一ならずしてよく自治體として獨立の經營をなし得るものは十中二三に過ぎなかつた。町村制を施行し町村を自治の主體となすに就てはその資力が獨立自營に耐ふることを必要とするのであるから、この資格なきものは合併を行はなければならぬ。然るに各町村は何れも數百年の歴史を有し、人情風俗を異にし社會的經濟的關係に於て利害を異にするものがあるが爲め之を併合することは決して容易の業でない。さればとて自治團體として獨立の經營をなさしむるにはその團體の資力を充實し、その基礎を鞏固にするの必要あるを以て如何にしても町村の合併を行はなければならぬ。町村制施行に際して地方長官の苦心の存したのは實にこの點にあつたのである。地方長官は實際町村分合の困難なるに顧み、止むを得ざる地方に於ては町村組合なる變例を設け町村合併の準備となさ



んことを建議した。之を以て之を見るも町村合併の如何に難事たりしかは推察に餘りあるのである。然るに山縣内務大臣は新制施行に先ち町村分合を斷行するの意を決し、府縣知事に訓令して町村分合の見込を立てしめた。而して町村分合をなすにはその地方の民情風俗を考察して之を實行すべきは府縣知事の責任に屬すべきは勿論であるが、各府縣の方針區々に涉るときは全國を通じて統一を缺くの虞ありとし、内務省に於て大體の標準を定め之に依らしむることとした。郡市町村區劃標準法なるものが即ちこれである。その標準によれば區域狹小、財政貧弱にして到底獨立し得られざるものは之を合併することとし、その大小區域は一律に定むることを得ざるも、大體戸數三百乃至五百を標準とし、從來の習慣及び町村の希望を參酌し且成るべく當時の戸長役場の區域に依ることとした。町村分合に關しては地方の實狀に於て種々の困難ありたるも地方長官は中央政府の方針を體しこの困難を排して町村分合處分を實行し、明治二十一年中に之を結了し、同二十二年より新制を施行

した。當時の町村數は七萬四百三十五ありたるが分合處分の結果一萬三千三百四十七となつた。即ち約五分の一以下に減じたのである。これ實に非常な英斷といはなければならぬ。

町村自治制を行ひ町村をして自治團體たるの實を擧げしむるには町村の資力を充實しその區域を大ならしむるの必要あることはいふまでもないが、從來の民情習慣を無視し強制的に又統一的に分合處分を決行したるは英斷であるとはいへ又暴斷であるともいへる。當時官權の力強く議會政治實施前でありたればこそ之を實行し得られたのである。この點より之を見れば憲法施行以前に自治制を施行したるは確かに成功であつた。併しその實施の跡に就て之を見るにこの強制的分合の爲め幾多紛議の種子を残したことは争ふ可からざることである。合併せられたる町村には町村内の區若くは字なるものが獨立團體たるの形を存し、一町村としての融和を缺き互に反目するの形勢を呈した。殊に部落有財産なるものは之を

町村有に統一することを得ずして區若くは字の所有として存したるが爲め、常に問題となり、町村内の平和を紊すの原因となつた。地方長官が多年部落有財産の統一に苦心したのは之が爲めである。一市町村内に獨立の小組織を有し而かも財産所有の主體となるが如きは自治體の本旨に反しその融和を缺くものである。これ全く町村分合を強制的に行ひたる結果である。併し又一面より之を見れば獨立の地方團體として自治の能力を與へんとするにはその區域を整理し團體資力の充實を圖らなければならぬ。山縣公が當時群議を排し中央集權の力を以て全國に涉りて統一的に町村分合を決行したるは實に止むを得なかつたと思ふ。四十年後の今日に於てその利害得失を考覈するときはこの處分は固より一利一害ありて論議の餘地なきにあらざるも、當時この處分を斷行するに非れば自治制の本旨を完うすること能はざることはいふまでもない。この結果より之を見ればこの英斷が地方自治の基礎を造りたるものといふべく、余はこの斷行を讚美するに躊躇しないのである。

此の如く町村制施行に際し町村併合の大事業を斷行したるが、爾來四十年間に時併合が行はれ若くは町村が市となり、今日に於ては町村數は一萬一千九百二となり千五百に近き町村數が減少した。町村の區域を擴大しその基礎を健實ならしむることは町村の發展を促がす上に於て必要なるを以て町村の併合は絶えず唱導され勸奨せられたのである。時運の進歩に伴ひ自治體の事務は複雑になりその公共事業は増加し地方團體としての使命がその重大さを加ふるに従ひ、町村の資力を充實しその使命を完ふする必要一日とその急要を告ぐるに至り、町村の區域を整理擴大し團體財政の基礎を強固にせんとするの議が唱導せらるゝに至つたのである。併し今日の町村は單純なる行政區劃でなく一の自治團體である。行政區劃の併合ならば土地の廣狹や地形の關係により機械的に分合を行ふことも容易であるが、自治團體としての併合は簡單に之を行ふことを得ない。自治團體の區域は行政區劃でなく

團體住民の團結的領域であるから、團體員の經濟生活や感情利害が團結の基礎である。その土地に對する郷土觀念郷土愛が團體の結合を完ふする根本である。この感情觀念を無視して單に土地の區域の大小とか事務の便宜とかによりて機械的に分合をなすことを得ないのは茲に在つて存するのである。之を顧慮せずして法律の力により若くは官廳の命令によりて併合を行はんとするはこれ實に自治團體の破壊である。先年某地方に於て町村の大々の併合を行はんとするの方針を定め、之を實行せんとしたことがあるが、種々の紛擾を惹起し、收拾す可からざる状態に陥つた實例がある。自治體の基礎を鞏固にしその使命を完うすることには貧弱町村を整理し若くは隣接町村の相互共同事業を共通にし以てその住民の社會的生活を向上せしむることは理に於ては當然であるが、實際に於てはその團體の歴史的存在と人世的感情とを顧慮し、情味的自治體を造ることに意を致さねばならぬ。之が爲めには合併に關する團體の理解と要求とを指導するの方針を採ることが必要である。この理解な

くこの情味なく民情歴史を無視して強制的に整理分合を行はんとするときは、自治體の基礎を破り却て地方自治の本義を紊すの結果を生ずるに至る。爲政者は深く茲に思を致さねばならぬと思ふ。

## 二、大都市特別制度

市制は一般の市に對しては明治二十二年より實施せられたのであるが、東京京都大阪の三大都市には之を施行せず、別に特別の制度を行ふこととした（明治二十二年法律第十二號。）その特別の制度といふのは左の三點である。

- 一、東京京都大阪の三市には市長助役を置かず、府知事書記官をして市の事務を行はしむ。
- 二、市參事會は府知事書記官名譽職參事會員を以て之を組織す。
- 三、收入役書記その他の附屬員の職務は府廳の官吏之を行ふ。

この制度の要點は東京京都大阪の三市には公選の市長助役を置かず、國家の官吏たる府知事書記官をして市の事務を行はしむるものであつて、即ち自治制の變例である。

東京京都大阪の三市に關する特別制度に關しては自治制制定當時に於て既に幾多の論議があつた。市長に關しては東京京都大阪の三市のみならず、凡ての市の市長を官選とすべしとの議あり。山縣公自身もこの主張者であつた。公の意見は町村の行政を擔任する者は町村長であるが、市の行政を擔任する者は市參事會であつて、市長はその議決を執行するに過ぎないのであるから、市長は町村長と異り、必ずしも公選たらしめねばならぬ理由はない。加之市長の管掌する國政事務は町村長の管掌する國政事務に比し、遙かに重要複雑であつて、且その擧否は國家の利害に影響することと少くないから、市長を官選とすることが適任者を得る上に於て安全なりといふにあるのである。元老院に於ても議官の多數は市長の公選は當時の國情民度に

に適應せし院議は官選説に決した。然るに閣議は市長の公選を可なりとしたるを以て、山縣公はその中間に立ち、苦心の結果、前説を抛ち、市長は市會に於て候補者を三人を選舉しその中に就き上奏裁可を経るの制を發議し之を通過せしめた。更らに東京京都大阪の三市の市長に關しては原案はこの三市は特別の狀況にあるを以て普通の市制を行ふは適當ならずとし三市に對しては特別の制を設くることとしし元老院は之を是認したが、閣議は三市に限りて特別の制を設くるを不可なりとし一般市制の規定を適用することに決した。依て更らに元老院に附議したるに院議は前議を執りて動かず一般市制を三市に適用することに同意せず、特別制度を行ふべしと決した。山縣公は内閣と元老院の間に板挟みとなつて随分苦心せられたやうであるが、結局佛國巴里の制度に倣ひて、東京京都大阪の市長は府知事をして兼ねしむることとし特別市制を施行することになつた。

余はこの沿革記を読み一種の興味を感じた。それは元老院は今日の樞密院と同

じく保守氣分の盛んであつたことは當然であるが、當時の内閣は割合に進歩主義であつたことである。市長の官選論並に三市の特別制度を排するが如き説をなすものが當時の官僚内閣にあつたことは如何にも興味あることである。爾後の内閣に於てはこれ程進歩したる思想を有するものはないやうである。三市の特別制度は爾來四十有餘年間朝野の問題として論議せられて居るが、今日に至るまで未だ解決を見ない。その間には市長の官選論も出て自治の逆戻りをなすが如き形勢もある。當時の元老院の議論が四十年後の今日に於て再燃するが如きは實に興味ある現象ではないか。

以上の沿革を以て三市の特別市制は制定せられ明治二十二年法律第十二號を以て發布せられたのであるが、その施行と同時に直ちに議論が起り、此の制度は自治の本義に反するものなりとして帝國議會に於ては第一議會より殆んど毎回特別市制廢止法案が提出された。この案は衆議院は通過したが、政府が同意せざる爲め毎も

貴族院にて喰ひ止められた。明治三十一年松方内閣の時、樺山内務大臣は大勢上特別市制廢止の止む可からざることを看取し、政府は廢止法律案に同意し、遂に兩院を通過し同年十月より特別市制は廢止せられ普通の市制が三市にも適用せらるることとなつた。併し三市殊に東京市は政治の中心であり、文化の焦點であり、人口は多く、財政は巨額であるから、人口三四萬の小市と同一視することを得ないといふ理由の下に東京市には特別の制度を布かなければならぬといふ議論が再び起つて來た。只如何なる特別の制度を設くべきやに付ては議論區々であつて今日に至るまで解決せられない。之に關しては各種の案があつて、或は政府案とし、或は衆議院案貴族院案として議會に提案せられたのである。その主要なるものを擧れば左の通りである。

#### 一、東京都制案、武蔵縣設置法案、都縣聯帶支辨法案、

これは明治二十九年野村内務大臣が政府案として議會に提出したものである。

この案の要點は東京市を都とし、府縣と同一の列に置き、都長官を府縣知事と同じく官吏となし、東京府内の郡部に屬する地域を以て一縣（武藏縣）を置かんとするのである。この案は政府に於て種々苦心したる結果、特別市制に代るべき新案として議會に提出したのであつたが、市郡共に反對し通過の見込なかつた爲め、政府は遂に之を撤回した。

これと殆んど同一の案が貴族院議員より第十五議會第二十二議會第二十五議會に提出され、貴族院は通過したが、衆議院に於ては未議了となり、通過しなかつた。

## 二、東京市制案

これは衆議院議員より提出せられたもので、第十議會第十三議會第十四議會第二十二議會第二十三議會第二十四議會第二十五議會第二十六議會第二十七議會第四十一議會に提出された。この案の要旨は毎回多少の相違はあるが、大體に

於ては市長を公選とし、市を府縣と同一の地位に置き、府知事の監督を廢し、内務大臣の直接監督に屬せしめんとするのである。是等の諸案は衆議院を通過したることあるも貴族院を通過しなかつた。

以上貴衆兩院の提出案に就て之を見るに、東京市の制度に關しては二の潮流があるのである。一は元老院、政府、貴族院の官治主義であり、一は衆議院の自治主義である。即ち貴族院や政府に於ては市長を官選とし、府縣知事と同様に官吏を以て之に任せんとし、衆議院に於ては之を公選とし且その行政事務に關し府知事の監督を廢し内務大臣の直接監督に屬せしめんとするのである。この思潮の相違が大都市制度の確立を阻害し、衆議院の可とする所は貴族院之を否とし、貴族院の是とする所は衆議院之を非とし、爲めに兩院の通過を困難ならしめたのである。而して政府は常に貴族院の主張とその見る所を同ふしたのである。

此の如く東京市に關しては一般市制と異りたる特別制度を採用するの必要あるこ

とに就ては世論一致せるものの如きも只その特別の點に關して種々の論議があり、一定しないのである。依て余は大都市制度に關してはその根本主義を確立するの必要を認め、之が爲には貴衆兩院議員、當該市關係者、關係各省官吏、學者等を網羅する調査會を設け慎重に調査研究するを可なりとし加藤（友三郎）内閣の當時、余は内務大臣としてこの議を提唱し、大正十二年六月に大都市調査會を設け之に幾多の問題を諮問した。市長の選任問題に就ては調査會は官選に決定した。併しこの決定に關しては市關係者の全部が反對したるを以て、この決定が果して市民の意思に副ふべきものなりや否やに就ては疑なきを得ない。

市長の選任問題の外に、東京市の制度として講究すべき點は市の區域、市に對する監督官廳の問題、市内の區に關する問題等である。併し是等の諸問題に關しては三十年來各方面に於て相當調査研究せられて居るのであるから、その解決も左程困難ではあるまい。余は多年の問題たる東京市の制度に就ては小異を捨て大同に就て

速かに解決せられんことを希望して止まない。

尙ほ近時東京市の外に大阪京都名古屋横濱神戸等の大都市に就ても特別制度の叫びが起つて來た。大正九年第四十三議會第四十四議會には是等大都市の特別市制に關する建議案が衆議院に提出され可決された。その要點は是等大都市に關しては府縣知事の第一次監督を廢し、内務大臣の直接監督となさんとするにあるのである。是等大都市の問題に就ては東京市の制度と同一に解決すべきか、將た他の方法を考慮すべきかは尙ほ研究の餘地ありと思ふ。

### 三、郡—郡制並に郡役所の廢止

我が國に於ては郡は自治團體たる沿革もなく、又行政區劃でもなく、單に地理的名稱に過ぎなかつたのであるが、明治十一年郡區町村編成法發布によりて郡を以て行政區劃となし、一郡又は數郡に郡長を置き、郡内の行政を管掌せしめた。その後

明治二十三年に至り府縣制と同時に郡制を發布し、郡を以て地方自治團體とし町村と府縣の間にある中級自治體となした。郡の自治團體としての權能は略府縣と同じく市町村の如く廣汎なる自治權を有せず、郡の首長なる郡長は官吏とし、府縣知事に隸屬する國の行政機關であつた。

從來我が國に於ては歴史上郡が自治團體たるの沿革はないのであるから、特に郡なる團體を認むる理由はなかつたのであるが、山縣公が地方制度を制定するに當りて之に參畫したる官僚の中には獨逸學者多く、殊に備外國人モッセの如きは獨逸の法制を基礎とし、市制町村制を起草したるを以て獨逸の制度に倣ひ我が自治團體を三級制とし、郡を以て府縣と市町村の間に介在する地方自治體となしたのである。而かも二十三年發布の郡制は郡會議員の三分の一は大地主中より之を互選し他の郡會議員は町村會に於て選舉することゝした。これは全く普國の *Kreis* の制を模倣したものである。然るに我が國に於て大地主に特權を與ふるが如きは我が國情に副は

ざるものなりとしてこの制度に就ては世論之を非なりとし、郡制廢止論起り、殊に大地主制度並に郡會議員複選法に關しては猛烈なる反對論が起つた。是に於て明治三十二年遂に郡制を改正して大地主議員及複選法を廢することゝなつた。但し郡の自治團體たるの制は之を存置した。然れども郡は自治團體としては府縣と町村の間に介在するものであつて、當時郡の費用を以て支辨する事業は殆んどなく、自治團體として何等活動するの餘地がなかつたのであるから郡制廢止の聲が盛んに起り、第二十一議會に於ては衆議院議員より郡制廢止法案を提出した。政府は之に反對したるが爲め、可決に至らなかつた。然るに第一次西園寺内閣の際原内務大臣はこの趨勢に鑑み第二十二議會及第二十三議會に政府案として郡制廢止法案を提出した。地方制度制定に關係したる山縣公は郡制廢止には反對の意見を有せられたのであるから、當時山縣系の勢力下にありたる貴族院はこの案に反對し、激烈なる論争あり、政府の努力もその效なく、遂に貴族院に於ては之を否決するに至つた。その



後再び衆議院議員より郡制廢止法案が提出せられ、衆議院に於て可決せられたるが、貴族院に於ては毎に否決の運命に逢つた。この形勢に鑑み地方に於ても群制廢止は最早望みなきことと考へ、地方長官は郡の自治體としての活動を奨勵したるが爲め郡の事業は年を追ふて勃興するに至り漸次郡の自治體たるの發達を見るに至つた。然るに大正十年原内閣の際、突如郡制廢止法案を提出したるが、この時は不思議にも貴族院は難なく之を可決し、大正十四年より遂に郡は自治團體たるの生命を失ふことになつた。

郡制々定並にその廢止に至るまでの沿革は如上の通りであるが、郡制廢止のみでなく、更に郡役所廢止までに進展した。郡制廢止後は郡の自治體としての活動は止みたるも、尙ほ郡役所は存置し郡長は純然たる國の機關として國政事務を掌理し、殊に町村監督の任に當つた。然るに大正十五年加藤（高明）内閣の際政府は郡役所廢止法案を提出し、郡長を廢し從來郡長の管掌し來りたる事務は之を府縣知事の直接

管掌に屬せしむることにした。當時地方長官多數の意見並に貴族院に於ては之に反對するもの多かつたが、遂にその可決する所となり、郡役所も廢止せらるゝに至つた。只交通不便その他地方の狀況により從來の郡役所を存置するの必要ある個所には府縣の支應を置くこととした。

以上郡制廢止並に郡役所廢止の沿革を見て余は一種の感慨なきを得ない。地方制度制定の當時に遡つて之を考察するに、我が國の地方制度は大體に於て普國の制度を模倣したものであるが、我が國情並に沿革より之を見れば郡を自治體とすることは全くその理由も必要もなく、郡制なるものは無用であつたと思ふ。故に第一次西園寺内閣の當時に於て之を廢せんとするのは相當の理由があつた。然るに貴族院は何の見る所あつてか我が國の地方制度の三階級制を可なりとし、頑強に之に反對した。地方に於てはこの形勢に鑑み郡制廢止に望みを絶ち、寧ろこの制度を活用し、地方の發展を圖るの必要を認め、爾來十數年間官民共に熱心に郡の地方團體たるの

権能を發揮し、盛んに郡の事業を起した。その結果道路に教育に産業に郡の事業と見るべきもの決して少からざるに至つた。かくして郡制の効果も着々實現せらるゝことになり、地方民も進んで郡の自治體としての發達を計り、郡の事業を起すことになつた。かかる際に再び郡制廢止法案の提出せられたのは如何にも奇異の觀があつた。十數年間の年所を経て郡の自治體としての發達を見たるに於ては政府としても従前の行懸りは別とし、寧ろ郡の自治を指導しその事業を助成することが地方の發展を促がす所以ではないか。更らに奇怪に堪へないのは貴族院の態度である。明治三十九年四十年時代に郡の自治體としての成育未だ完からざるの當時に於ては之を廢止するも相當の理由ありたるに拘らず貴族院は郡制の廢止は地方の發達を阻害するものなることを理由とし全力を擧げて頑迷にも之に反對した。然るに十數年後の大正十年に於て而かも郡の事業がその緒に就き、その基礎が漸次固からんとするに際して、先きに郡制の廢止は地方の發達を阻害すと極論したる貴族院が郡制廢

止法案に無條件にて賛成しその可決を見たるは實に前後矛盾の甚しきものである。前日の言動是なれば今日の言動非ならざる可からず。今日の所説可なれば前日の所論不可ならざる可からず。殊に郡の事業未だ緒に就かざる前日に於て郡制の存置を必要としたるに、郡の發達將さに旺盛ならんとし郡制が漸次その價值を増さんとするその時に於て存置の必要なしとするは理に於て許す可からざる矛盾である。併し政治は活物である。政治家は臨機應變であらねばならぬ。その時の政府の態度と勢力者の消長によりて變化すべきであり、必ずしも理論に拘泥せず既往を問はざることが政治の要諦であるといへば復何をか言はんやである。それにしても地方の事情を顧慮せず只中央の政情如何によりて地方制度を論議するに於ては地方民の不幸之より大なるはなしといはなければならぬ。中央政治に關與する政治家は能く地方の實狀に通じ國民の實際生活に觸れたる政治を行ふことに意を致さなければならぬことを痛感するのである。

更らに郡役所の廢止に關しては之を實現したる今日今更ら之を論議するの必要はないが、之が果して地方民の幸福を増加するの結果を齎らすか、地方民の負擔を輕減するか、他日再び郡役所若くは支廳の復活増置を要求するに至らざるか、茲に其の經緯を記して後日の成果に待つ。

#### 四、府縣制と知事公選論

府縣は最上級の地方團體であるが、從來は行政區劃に過ぎなかつた。明治維新の後、庶政の改革に伴ひ、明治十一年府縣會規則を定め、同十三年地方稅規則及營業稅雜種稅規則を發布し、府縣の課稅主體たることを認め、稍地方團體たるの形を成した。併し完全なる地方自治團體として認めらるるに至つたのは、明治二十三年府縣制の制定に基くのである。府縣制は市制町村制より遅れて制定公布せられたのであつて、且一時に各府縣に施行したのでなく、土地の情況に應じ、府縣知事の具申

に依り、内務大臣之を施行すべき府縣を指定したのである。即ち明治二十三年より三十三年に至る十年間に漸次全國に施行せられた。但し北海道及び沖繩縣はその事情を異にするが爲め、その中に包含せられず、別に定むる所の規定により支配することとなつた。

府縣は法律上自治體と認められて居るが、市町村の如き完全なる自治體でなく、極めて制限せられたる不完全なる自治體である。第一にその團體の首長たる府縣知事は官吏であつて、地方團體の統轄機關であると同時に國家の機關である。第二に府縣知事の府縣會に對する地位は市町村長の市町村會に對する地位と異り、優越の權限を有して居る。市町村に於ては市町村會が自治行政の中心であり、その議決すべき範圍も廣汎であるが、府縣に於ては知事が中心であり、府縣會の決議權の範圍は制限せられて居る。又府縣知事は府縣會の議決を取消し得るの權限を有し、且原案執行權を有して居る。第三に自治行政に對する國家の監督は法律の根據なくしては

之を行ふことを得ないのを本義とするのであるが、府縣知事は國家の官吏であるから、無制限に國家の監督に服し、その指揮に従ふのである。之がために府縣は自治體としての機能を完全に行ふことを得ない。故に府縣は自治體なりといふも、市町村の如き眞の自治體ではない。所謂不完全自治體である。

近時府縣知事公選論が政黨間に論議せられて居るが、その理由の根據が何れにあるや明瞭でない。府縣を市町村の如く完全なる自治體とせんが爲めに、その團體の統轄機關たる知事を府縣民の公選とし、官治主義を破らんとする自治の本義より出たのであるか、果して然らば單に知事を公選とするのみを以て足れりとしなない。府縣制を根本より改正しなければならぬ。現行府縣制をその儘とし單に知事のみを公選する丈けでは、府縣の自治を完全にする所以ではない。更らに進んで府縣を完全なる自治體とするの制度に改めなければならぬ。併し府縣知事公選を主張する者の中にはかかる根本問題に觸れないで、現時の實際政治の狀況に鑑み、之を公選

とせんとするものもあるやうである。

近時府縣知事の更迭頻繁であり、長く一地方に在動するものは極めて稀である。地方官は所謂浮草稼業であつて、行李を負ふて轉々する浮動生活者であるといふ世評すらある位である。府縣の主腦者たる知事がかくも頻繁に更迭するのでは地方の實情にも通せず勢ひその日暮しの事務を行ふの外はない。地方永遠の利益の爲めに計畫を樹つることなどは思ひも依らぬ。地方民の不幸之より大なるはない。かく地方官更迭の頻繁なるは何故であるかといへば、中央に於ける政黨政治の餘波であるといはざるを得ない。政黨の擴張を謀るには地方地盤の強固を致すことが必要である。それには地方團體の首長たる知事の力に待たねばならぬ。之が爲めには自黨に好意を持つ者否な寧ろ自黨に偏倚する知事をその府縣に迎へなければならぬ。殊に選舉に於て最もその必要を見るのである。これ全く地方黨勢の消長には知事の力與つて大なりとの誤りたる思想に由來するのであるが、今日の政治意識は實際この通

りである。故に政黨内閣に於ては内閣の更迭ある毎に、地方官の更迭を行ふことが常例となつて來た。その内閣の屬する政黨に好意を持ち若くは偏倚する人物を物色して之を知事に採用し、以て政黨擴張の機關となすのである。隨て地方官は勢ひ政黨の色彩を帯びざることを得なくなるのである。この色彩を帯ぶることを快しとせず、公平無私に地方政務を行はんとする者は所謂灰色地方官として排斥せられ遂に讖首せらるゝの運命に逢遭するのである。かくの如く政黨の色彩を帯ぶる以上は内閣の更迭に際し地方官の移動を行ふことは止むを得ない。中央政治は地方政黨員に依つて動かさるゝのであるから、政黨員の要求を拒絶することを得ないので、勢ひ地方官の更迭を行はざることを得ないことになる。これ内閣更迭毎に地方官の移動が行はれ地方官をして浮草稼業たるの悲運に陥らしむる所以である。かく轉々移動する地方長官の支配下にある地方民は實に氣の毒であり、之が爲めにその地方の受くる損失不幸は實に少からぬのである。近事地方官公選論の聲が起り來つたのも

一はこの實際問題に動機したことと思ふ。

知事を公選とすれば自ら任期も定まり、中央政府の御都合主義により容易に更迭することを得ず、隨て今日の如く地方官の頻々たる移動を防ぐことが出来る。又知事たる者も地方政黨員や中央官僚の一擧一笑によりて動かさるゝが如き心配がないから、政黨員に阿り一黨一派に偏するが如き不公平なる行動をなさず、縣民の信頼ある以上は二期も三期も安んじてその地位に居り眞面目に縣民の福利の爲めに一身を捧げることが出来ることになる。これが實に自治の本義であり、地方民の幸福であるといふのが知事公選論の一の理由である。

以上は知事公選論者の主張であるが、之にも確かに一應の眞理はある。元來地方自治の制は中央政局の變動に關係なくその地方の政治を處理することを本旨とするものである。故に中央政局の變動に伴ひ地方團體の主腦者が變轉するが如きは地方自治の本旨でない。然れども地方團體の主腦者が官吏であり中央政府の專斷的意

嚮によりて命免せらるゝときは、その移動の頻繁たることは止むを得ない。完全なる自治體たる市町村に就て之を見るにその團體の主腦者たる市町村長の在職年數は府縣知事郡長（現在は郡長は廢せられたが）に比して確かに長い。町村制施行以來繼續して町村長の職に在る者九人、三十年以上勤續の者四十人、二十年勤續の者二百二十四人あり（昭和三年七月三十一日現在）十五年十年以上のものに至つては更らに多數である。かくの如く永續してその地位を保有せることは全く自治制の效果である。國家の任命による官吏にしてかくの如く長く繼續して同一地方に在る者は殆んどない。府縣知事郡長にして十年も同一地方にある者は稀有のことである。殊に近時地方官の更迭頻繁なることは前述の通りである。尤もかかる勤續者のあるのは多くは小町村であつて、都市に於てはその事例は少い。併し都市の市長と雖も二期三期勤續するもの必らずしも珍らしくない。之を知事に比較すれば確かにその在職期間は長いのである。これ市町村長は地方民の選舉によりてその地位を得、且一定の任期

があり、地方民に信頼ある者は再選三選四選五選せられ中央政府の都合によりて罷免せらるゝが如きことがないからである。これ全く自治制の賜であつて、地方政治が中央政局の變動によりて動搖せらるゝことなきことを證明するものである。

上述の事實及び理由は知事公選論の根據であつて今日の實狀に顧み首肯すべき點なきにあらざるも、又他面より之を見れば府縣は市町村と異りその區域も廣く又その管掌する事業も廣汎である。殊に國政事務の多く且重要なる市町村の比ではない。就中警察事務、市町村監督事務の如きその最要なるものである。加之選舉となれば勢ひ競争が起りその間に黨争が行はれ、その結果知事の黨派的色彩が今日の官僚知事より更らに一層濃厚になり、益政黨政治の弊に陥ることになる。かかる知事に警察權を與へ、若くは市町村監督の任に當らしめその他國政事務を行はしむることとは危険であるといふのが知事公選論に對する反對意見である。

この兩論者の所説も各理由はあるが、纏つて之を考ふるに知事の更迭の頻繁なる

は今日の實狀であるがこれは必ずしも制度の罪のみでなく、中央政治のやり方の惡き爲めであるともいへる。元來地方官は事務官であり、必ずしも内閣と進退を共にすべきものでなく、況んや政黨擴張の機關たるべきものでないのはいふまでもない。只今日の實際に於て知事の中に政黨色彩を帶び政黨の爲めに偏倚する行動をなすものがあるが爲めに内閣の更迭と共に知事の更迭を行ふの止むを得ないことになるのである。かかる行動をなす地方官も惡ければかかる地方官を任用する中央政治の方針も惡いのである。元來地方官權を使用し之によりて黨勢擴張を行はんとするが如きは政治意識の誤謬であり、時代錯誤である。之を矯正するに非れば眞正の自治制や立憲政治は行はれない。併し今日の實際に於て如上の如き事實ありとする以上は何等かの方法に依りて之を匡正しなければならぬ。之が爲めには府縣自治體の權能を強固にし中央政治の爲めに地方政治が攪亂せらるゝことなきの法制を定め、府縣の自治を完全にしその首腦者の地位を安固ならしめ、中央政治の變動によりて地方

の機關が動搖せらるゝことなきやうにすることが必要である。この點から見れば知事公選も亦現時の弊を匡救する一方法たることは疑ひない。然れども知事公選制を實行するに就ては諸般の問題を講究しなければならぬ。先づ第一に如何なる選舉法を採るべきかと重大なる問題である。府縣會にて選舉する複選法によるべきか、將た府縣民の直接選舉によるべきか、又他の選舉母體を設くべきか。知事公選の實際問題としてはこの選舉方法を如何にすべきかは深く研究せねばならぬことと思ふ。併し如何なる方法を採るとするも選舉となれば競争は免かれない。競争があれば黨争の之に附隨することは知事公選反對論者のいふ通りである。而して黨争の結果公選せられたる知事が政黨色彩の濃厚になることも亦否認し得ざる事實である。然れども縣民の選舉によりて選出せられたる知事がその能力に於て又その識見に於て中央官僚の專斷によりて任用したる知事に比して必ずしも劣れりとはいへない。官僚思想よりいへば任命による官吏は選舉による吏員より人物に於て優れりとするもの

あらんが、事實は必ずしも左様ではないと思ふ。現に今日各都市の市長を見るに必ずしも府縣知事に劣つて居ない。殊に現在大都市の市長はその閱歷といひ、識見といひ人物といひ立派な人であり、その監督の任にある府縣知事に比して優るとも劣ることはない。之を以て見れば選挙には弊もあり黨争もあるが中央官僚の詮衝によりて任用するよりは或は公平であるかも知れない。又公選による知事は政黨色彩が濃厚なりといふが今日の知事の多數も亦政黨色彩を帯びて居る、若くは帯びて居ると思はれて居る。實際今日の實狀に就て之を見るに公選による市長と官選による知事との間に黨色の濃淡を判別することは出来ないやうに思はれる。假りに公選知事に黨色濃厚なりとするも、今日の知事の如く内閣の更迭毎に變動のない丈けは地方民に取りて幸福であり又自治體として有利ではあるまいか。かく考へれば知事の公選はその選挙法宜しきを得れば必ずしも世人の憂慮するが如き弊がないかも知れない。

只今日の制度では府縣知事の管掌する國政事務が多量であり、殊に警察事務、市町村監督事務の如き最も重要なものがその中にあるから之を公選の知事に行はしむることは不安であるといふ論も一應の眞理として講究を要すべき問題である。選挙によりて選出せられたる者は勢ひ選挙民の意を迎ふるに汲々とし、公正強硬なる行政をなすことを得ないといふのも確かに一理である。殊に警察の如きは嚴正公平なることを必要とする。警察の力が萎微振はず強硬嚴正の態度を失ふことになれば危険之より大なるはない。併し官選知事と雖も黨派的色彩が濃厚であり黨派心の熾烈なる人であれば、一黨一派の爲めに動かさるることなきを保せない。之に警察権を行はしめ若くは市町村の監督をなさしむることは同様に危険であるともいへる。現に警察上の取締りに關し地方官に不公平の措置ありとの非難が往々起ることあるを聞くのである。事實の有無は別として今日の狀態では公選知事も官選知事も五十歩百歩ではあるまいか。要は人に在つて存するのである。



併し若し公選の知事に警察権を與へ又は市町村監督を行はしめ若くはその他の國政事務を管掌せしむることが不安であり又は不適當でありとするならば一縣若くは數府縣を通じて國の行政機關を置き、之に前述の國政事務を掌らしむることも一方法であると思ふ。即ち今日府縣知事の處理する府縣自治事務と國政事務とを分離し、公選の府縣知事は自治體の總轄機關とし府縣の自治事務を行ひ國の行政事務に就ては別に國の機關を置き之をして警察、自治體の監督その他の國政事務を行はしむるのである、この制度を實行すれば府縣を市町村と同様に完全なる自治體となし知事を公選とするも何等の支障を生ずることはないと思ふ。

第二は府縣知事を公選とすればその下に隸屬する部長以下の吏僚を如何にすべきかの問題である。府縣を自治體とするの本義よりいへば是等の吏僚は凡て府縣費を以て支辨する府縣吏員とすべきが當然である。さすれば府縣費は今日に比して非常なる増加をなすことを覺悟しなければならぬ。故に府縣知事を公選とするが爲め

には、府縣制の根本に改正を加ふると同時に、地方財政問題に關し一大改革をなさなければならぬ。此の如く實際問題としては知事の公選に牽聯して行政財政の點に關し種々の事項に涉りて精細に研究すべき幾多の問題が之に伴ふを以て、是等の問題を解決したる後に非れば、知事公選を實行することを得ざるべく、之が爲めには地方制度に關して一大英斷をなすの覺悟と決心がなければならぬと思ふ。

### 五、地方自治と政黨

地方政治には中央政治の黨争を入らしむべからずとは能く人の言ふ所である。殊に政黨嫌ひの人は政黨弊害の一として政黨が地方自治を破壊することを擧ぐるのである。自治制度の起案者たる山縣公の如き黨派の紛争をして累を地方政治に及ぼすことなからしめることに深く意を致し、この點に於て屢地方長官に訓令を發した。その一節に曰く、

地方新政の目的たるや地方の事務をして着實の進歩を以て次第に完全の濟美を得せしめ公平の政によりて地方の幸福を増進せしめんとするにあり、之を以て地方の代議及行政の機關は地方の利害を重んずる者をして之に參與せしむることに力め、假令種々の關係よりして黨派に屬する者あるも、地方公共の事務を處理するは毫も黨派の念慮をこの間に挟むべきものにあらざることを知らしめ、専ら地方の利害を見て事を議し、専ら地方の公務を顧みて事を處せしむるの氣風を養成せしめざるべからず。

又曰く

一地方の公益は全國の公益と必ずしも相干渉せざるものあり、故に各地人民の幸福を進めんとせば宜しく政論の外に立ち、各その區域の中に畫策する所あらざる可からず、一村の人民は各その一村の公益を進め、一郡の人民は各その一郡の公益を進め、一縣の人民は各その一縣の公益を進むることを忘れず、汲々として

力むることを知らば全國の公益は從てその進度を失はざるはその必然の結果ならざるを得ず、今若し之に反して一縣一郡又は一村にして却て中央の政治に熱中し、その選舉又は會議等を機とし、黨派の争端を開くことあらば、その勢は延て小民に及ばし、怨讐相結び狂暴之に乗じ、春風和氣子を育し孫を長ずるの地は轉じて喧囂競争の巷となり、家を富まし國を利するの業は得て起すべからんとす。

此の如く地方政治に黨争の侵入することに就ては自治制定の當時より山縣内務大臣は特に憂慮せられ地方政治と中央の黨争とを全く相關せざらしめんとすることに深く意を用ゐられたることが推知せらるゝのである。併し實際に於ては山縣公の理想は實現せられず、地方政治には中央の黨争が侵入し、府縣會に於ても市町村會に於ても黨争が盛んに行はれて居る。殊に府縣會に於ては中央の政争が全然反映されて居る。政黨は地方に根據を有たねばならぬ。所謂政黨の地盤なるものは地方に基礎を置くのである。この地盤なるものは地方行政組織と同じく第一に市町村を基

礎とし次に府縣に進み更らに中央に及ぶのである。故に政黨の黨勢擴張を圖るには市町村會府縣會に多數を獲得せねばならぬ。隨て勢ひ市町村府縣の地方政治にも中央の黨争が侵入することとなる。之が爲めに府縣會市會又は場合によりては町村會議員の選舉にも政黨が激烈なる競争をなし、單に地方黨員のみならず中央の幹部又は政府の大臣までが出馬して應援するのである。近時特にこの傾向が甚しきに至つた。政黨内閣制に於ては衆議院に多數を占むることが政權の維持若くは獲得に必須の要件である。而して衆議院議員の選舉戦には府縣會若くは市町村會議員の選舉の勝敗が甚大なる影響を及ぼすのであるから、勢ひ地方自治團體の選舉に力を致さざるを得ないことになる。而して府縣會市町村會の選舉に對し政黨が之に關係する以上は府縣市町村會が政黨の色彩を帯び地方政治に黨争が侵入することは止むを得ないのである。但し地方によりては府縣會市町村會に於ける政黨の勢力と衆議院議員の選出數と一致せざる所もあるが、大體に於て市町村府縣に於ける政黨の優劣は中

央に於ける政黨勢力の消長を卜するに足るのである。一地方の公益と全國の公益とは必ずしも相干渉せざるが故に、地方の政治は中央政論の外に立ち、地方公共の事務を處理するには黨派の念慮をこの間に挟むべきにあらずといふことは理に於ては正しと雖も、現代の實際政治に於ては全く之に反する現象を呈しつゝあることは看過す可からざる事實である。殊に政治思想の發達と共に國民の政黨意識が盛んになるに従ひ、國民が甲黨に屬し、若くは乙黨に屬せんとしその結果市町村長も政黨の人となるは止むを得ない。況んや官選の知事すら漸次政黨色彩を帯ぶるの現代時相なるに於てをやである。但しこの時相が國家並に地方團體の利害に如何なる影響を及ぼすべきやは深く考慮すべき問題である。政黨の首領並に公平なる識者の眞摯なる研究に待たねばならぬことと思ふ。

尙ほ又中央政治の威力が地方政治に及ぼすの實狀は中央政府の地方團體に對する監督の形に於て顯はるゝのである。地方團體の政治は中央官府の監督を受けねばな

らぬ。地方團體の政治は成るべくその自治に任し中央機關の監督を少くすることが必要であることはいふまでもないが、今日の實狀に於ては中央の監督を全然廢する譯に行かない。否な反對に却てその監督を密にするの傾がある。これは中央官廳が故らにその監督權を振り廻はし地方政治に對し世話を焼き過ぎるの風があると同時に、地方自治體の當局者も亦中央官廳に依頼するの傾があり、自ら自治の權能を拋棄するにも依るのである。この點は中央地方共にその責任を負はなければならぬと思ふ。之が爲めに中央官府が自治體監督の形に於て地方自治に干渉し中央政治に於ける黨争を地方に及ぼすことになる。例へば地方債の認可の如き、學校の設立、河川港灣道路水道下水道の事業の認可並に之に伴ふ國庫補助の如き、中央政府の監督に待たなければならぬ。是等事業の認可を受け若くは補助を受くるが爲めには中央政府に依頼しなければならぬ。而して中央政府は政黨内閣であり、その與黨の黨員が中央政府の要部を占め或はその政黨に偏倚する官吏が地方長官その他の要職に居

るから、勢ひ政府與黨の力に頼るの止むを得ざることになる。その結果地方人士はその地方の發展に必要な學校、道路、港灣、河川、その他の事業の認可を受け若くは國庫の補助を受くるが爲めに、中央政治に勢力ある政黨の歡心を求めんとし、或はその政黨に入り、或はその政黨を援けんとするに至るのである。政黨が道路、河川、港灣その他の地方事業を利用して黨勢擴張の具に供するといふのは之が爲めである。選舉法に於ては地方問題を選舉に利用することは選舉法違反として之を罰するが、平時に於ては之を制裁する法規がないから政黨が之を利用して黨勢擴張の具に供するも之を制裁するの途はない。中央政府が監督の名義に於て、黨勢擴張の爲めはその監督權を濫用するの非なることはいふまでもなく、又地方人士がその地方の利益を圖るが爲めに黨勢擴張の手先きとなることも共に非なるのである。併し今日の實狀は之を拒くことを得ない。之が爲めに中央政争の餘沫が地方政治に波及し、その結果地方團體の共同心を害し、自治體の平和を破ることになる。之を

匡救するには地方事業に關しては凡て地方團體に一任し中央官廳の許可認可を要せずとし若くは國庫の補助を廢することゝすれば可なるが如くなるも、これは實際に於て行ふ可からざることである。世界の民衆政治を研究し各國を巡遊したる英國の學者にして政治家なる有名なるゼームス・ブライス卿の言によれば佛蘭西、北米合衆國、加奈陀、ニウージランドの諸國に於ては地方事業の爲めに國庫より巨額の補助をなして居るが、議員はその選舉區の爲めに争ふて之を奪取せんとし、恐るべき隠謀や腐敗の因をなして居る。之が爲めに議會は勿論選舉區に與ふる害毒は甚大であり、又國費の濫費も甚しいといつて居る。かかる弊害は單に法令の規定のみを以て之を防止することを得ない。結局地方自治體の健全なる發達と國民の自覺に待つの外はない。地方自治體の政治に對しては中央官廳の監督があるが、中央政治の監督に對しては之を監督するの途はない。中央政治に對しては結局議會の監督に依るの外はないのであるが、併し議會に於ては政府の與黨が議會に多數を占めて居るので

あるから政府と議會の多數黨とは同穴の貉であつて、議會が中央政治を監督するといふのは名のみであつて、實際は行はれない。是に於てか中央政治の監督に對する監督は國民の監視によるの外はない。國民が政黨政派を離れて嚴正公平の眼を以て地方自治體の機關に對しては勿論中央政治の監督をも監視しなければならぬ。これは固より法律上の監督でなく、政治上の監督であつて、世論に訴へて之を監視するのである。

元來地方自治は官僚政治の弊に對する防衛として起つたのである。官僚政治の弊を匡正するが爲めに自治政治が行はるゝに至つたのであるが、今日では自治政治が政黨政治の爲めに破壊せられ、官僚政治以上の弊がある。故に自治政治は官僚政治に對する防衛であると同時に政黨政治に對する防衛であることを意識せねばならぬ。地方民の中央政治の政治的監視といふのはこの意味である。『斯民』第十九卷第十一、第十二號に於て佐々木法學博士はこの趣旨のことを述べて居る。余も全然

同感であるから博士の言を茲に援用した。）

(昭和三、一〇〇)

## 地方分権の意義

地方分権といふことは、政友會が在野黨時代に言ひ出したことである。地方分権とは如何なることをいふかといふに、中央集権に對する言葉であらう。即ち總ての權力が中央に集中したるものを地方團體に委譲若くは分割して、その政治を行はしむることを意味するものである。我が國に於ては、明治維新當時の政策として中央集権主義を採つたのである。これはその當時の政情に於て最も必要なることであつた。明治維新は封建制度を廢したのであるから、當時因襲的に地方の諸侯に分割したる政權を中央に收めて、これを統一することが必要であつた。それ故に總ての政治は中央に統括する方針を執り、その結果が引いて中央集権となつたのである。然

るに維新の改革もその緒につき諸般の制度が確立するに從て中央集権を漸次に打破して地方政治を起すの必要が生じた。故に明治十二三年頃より、地方制度の制定と地方自治の調査に従事し、府縣より市町村に至るまで地方自治制を確立することに意を致し、當時山縣内務卿主としてその任に當り、今日の府縣制市町村制の基礎をつくり、明治二十二年に市町村制を發布し、次いで郡制府縣制を發布せられたのである。

地方自治といふことは、我が國に於て多少の歴史はあつたのであるけれども、今日の所謂自治制なるものはその當時に於ては尙ほ事新らしくあつたのである。故にその施行に際しては種々の紛争もあり、又地方民に於ても自治制の本義に通曉する所少なかつたのである。従つて當時自治制を施行したりとはいへ、事實に於ては中央政府の指揮監督に俟つものが多かつた。爾來年所を閲すること爰に約四十年、地方民も自治の運用に馴れ、自治制の施行が稍々圓滿に行はるゝやうになつた。茲に於

て地方自治の基礎を確立し、自治の本義を完うし自治體の權限を擴大して中央集権より地方分権に移るの時機に到達したのである。政友會が地方分権なることを主唱したのも、蓋し茲に基いたことであらうと思はれる。

地方分権なるものは二つの方面より觀察しなければならぬ。一は行政的方面であり一は財政的方面である。地方團體には市町村と府縣とがある。市町村は地方團體の最下級のものであり、府縣は市町村を包括する所のその上の團體である。従つて市町村と府縣とに於ける自治權の範圍に付ては、自ら廣狹がある。市町村は所謂完全なる自治體であり、その權限も廣く、又その團體の首長たる市町村長も公選である。然るに府縣は市町村に比すればその權限狭く、又その首長も官吏であつて、公選ではない。市町村は主としてその地方に於ける固有事務を行ふことが多く、ときに國家の委任事務を行ふことがあるが、その主たる所はその地方の固有事務である。これに反して府縣は府縣なる團體の固有事務と同時に、國家の事務を行ふこと

が多いのである。又府縣の首長たる知事は國家の官吏であつて、國政事務を行ふと同時に府縣なる自治體の統括者である。これが市町村と府縣との異なる所である。併し完全に地方分権を行ふには、單に市町村に於てのみならず、府縣に於ても同様にその権限を擴張しなければならぬのはいふ迄もない。故に近時府縣に付ても市町村と同様に、定全なる自治體たらしむべしとの議が起つたのである。地方分権を徹底せしむるにはこの議が正當であり、この議を實行しなければならぬのはいふ迄もない。聞く所に據れば、この度政府に於ても府縣の自治範圍を擴張して、その権限を擴大ならしむるといふことである。府縣の自治を完うせしむるには行政上の點に於てかくすることが當然である。而して如何なる點に付て府縣の権限を擴張したかといふことに付ては、未だ詳細なる案を見ないから、これに對して批評を下すことは出来ないが、聞く所に據れば府縣も市町村と同じく自主權を認め、市町村條例と同一に府縣條例を設定するの權を認め、府縣民の權利義務に關することを府縣

條例に於て定めることにしたといふことが第一點であり、府縣知事の権限を擴張し、從來中央官廳の許可認可を要したる事項を少くして、監督の範圍を減少したといふことが第二點であり、府縣會の決議に對する府縣知事の原案執行權を制限したることが第三點であるやに聞いて居る。尙ほその他にも多少の権限擴張があることと思はれるのであるが、その主たる點はこれ等の三點にあるやうである。果して然りとすれば從來の府縣並に府縣知事の権限が擴大せられたのであつて、稍々府縣の自治權が増されたのである。併し、從來も行政の取扱に於ては府縣知事の権限並に府縣會の決議を尊重したるのである。唯今回法律上にこれを認めたとに過ぎないのである。單にこれ等の事柄を以て府縣なる自治體の権限が根本的に擴大され、地方分権の趣旨が達せられたるものといふことは出来ない。市町村にしても府縣にしても國の一部であるから、固より國家の監督權に服せなければならぬことはいふ迄もないけれども、その監督權の範圍が成るべく少くなり法に認める範圍内でなければ、



その監督を行うことを得ざることが自治の本旨である。元來自治なることは、國家の監督の下に行ふ地方政治であることは勿論であるが、國家が濫に干渉せず若くは監督の名の下に、國家がその地方の政治に關與せぬことが自治の本旨である。自治體はその地方々々の實情に應じて、自らその事務を行ふことを以て自治の本義とするのである。故に自治權を擴張し地方分権を徹底せしむるには、國家の干渉の範圍が成るべく少くしなければならぬのである。

然るに市町村は別とするも府縣は今日の制度にては、自治體といふよりは寧ろ國家の機關であるが如き傾きがある。府縣會は府縣の意思機關たるにも拘らず、知事に隸屬する諮問機關たるが如き觀があつて、府縣會の決議したることであつても、府縣知事がこれを否とする場合に於ては、中央官廳に申請して府縣會の決議を無視して、その原案を執行することを得るのである。また府縣の行政上の諸般の事項に對しては、府縣會の決議のみを以てその効果を生せず、中央官廳の許可認可を得な

ければならない。中央官廳が許可認可をせざる以上は、府縣會の決議は何等の效果を生じない。これでは府縣は自治體の名あるもその實がないのである。加之府縣知事は國家の官吏であるから、國家は隨意にその任命をなし得るのである。故に縱令府縣知事が地方民の信頼を得、行政上の成績を擧げて居つても、政黨政派の關係に於てその轉免を行ふことがある。故に府縣知事は一に中央官廳の鼻息を窺ひ、これに依つて事を行はねばならぬことになる。府縣會に重きを置くよりは、寧ろ中央官廳の意嚮に重きを置くといふ傾きがある。殊に政黨内閣に於ては府縣知事の任免轉所等が屢々行はれるのである。これが爲に府縣知事はその地方の利益を考ふるに遑無くして、所謂浮草稼業をなさねばならぬ哀れなる状態にある。これでは如何にしても府縣の自治を完全に行ふことは出来ない。由來地方自治なることは中央の政情に拘らず、その地方の政治を行ふことを以て趣旨とするのである。然るに中央の政情に伴つて、府縣の首長たる知事が動かさるゝが如きことあるに於ては、地方の自

治は完全に行はるゝ譯に行かない。地方自治を完全に行はんとするには、地方團體の首長は地方民の意思に重きを置き、中央政治の變動に伴つて轉々せしむるが如きこと無からしむるやうにしなければならぬ。地方分権の趣旨を徹底せしむるには此處まで進まなければ、その實效を擧ぐることは出来ない。これが府縣知事公選論の起る所以である。

府縣知事公選に付ては、種々の議論もあり又その利害もあるのであるが、地方分権の趣旨よりして地方自治の完成を圖り、府縣をして完全なる自治體たらしむるには、市町村と同様に府縣知事を公選せしむるに非ざれば、その本旨を完うすることを得ないのである。但し府縣知事を公選とするには種々の利害があるから、これを實行するに付ては諸般の制度を根本的に考究して、これが改正を圖ることにならなければならぬと思ふ。

第二の地方分権の點は財政上の點である。行政上に於て地方分権を行ふも、財政上に於て地方分権の實が擧らなければ、完全なる地方分権は行はれない。財政上の地方分権といふことは、地方團體の財政上の基礎を鞏固にすることである。地方團體の財政が確立し、中央財政と離れて地方財政の基礎が鞏固になれば、茲に眞正なる地方分権の實が擧るのである。今日の實際に於ける地方財政の状況を見れば、その財政の基礎は不確實であり、不健全である。地方財政は市町村といはず府縣といはず、その財源が極めて薄弱であり、地方の事業を行ふに付ても財源難に苦しむといふことが、今日の實情である。故に勢ひ國家に財政上の援助を求めなければならぬことになる。今日地方に於てなすべきことは幾多あるのであるが、財源が乏しきが爲めにこれを行ふこと能はずして、國庫の補助を求むるの必要が起つて來る。その結果として地方に於ける行政並に財政の事柄に付ても、中央政府の許可認可を必要とし、且又その監督干渉を多からしむるの已むを得ざるに至るのである。故に中央の監督干渉を少くし、且つ認可許可の事項を少くし地方團體をして完全な

る自治を行はしむるのには、先づ第一に地方財政の根據を固からしむるの必要が生ずるのである。而して今日の実際に付て見るに市町村にても府縣にてもその財源無きが故に、勢ひ國庫に依頼しその補助を求めなければならぬ。教育事項に付ても然り、道路港灣に付ても然り、上下水道に付ても然り、その他の事項に付ても多くは中央財政の援助を求めなければならぬ状態である。かくの如くしては完全なる地方分権を行はんとするも、いふべくして行ふべからざることである。故に眞に地方分権を徹底せんとすれば、此處に眼を注がなければならぬ。政友會が地租若くは營業税を地方に委譲せんとするも、この趣旨に出でたのであらう。

併し地租若くは營業税を地方に委譲するとしても、その額僅に八千萬圓餘に過ぎないので、これを全國の府縣市町村に分割すれば極めて少額である。而かも政府の計算によれば之を負擔の輕減に充つることであるから、府縣市町村としては何等の財源とはならない。これを以てして必ずしも地方財政の基礎を堅實ならしむる

譯には行かない。假令これを實行しても尙ほ從來の如き、教育費、警察費、港灣費、河川、道路、上水、下水等の費用は國庫の補助を受けなければならぬ。茲に於てか根本的に地方財政を鞏固ならしめんとするには、更に他の財政策を考へなければならぬ。今日地方團體に於て行ふ事業の中には、必ずしも單り市町村府縣のみの事業に限らず、國家の事業に屬すべきものが極めて多いのである。警察、教育、交通諸問題の如き、寧ろ國家事業としてなさざるべからざるものに付ても、なほ府縣若くは市町村に於てこれを行つて居るのである。これは、國家に於てなすべきものであつても、國家の財政上餘裕無きが爲めに、府縣市町村が已むなく、府縣費若くは市町村費を以てこれを行ふのである。故に根本問題としてこれを考へれば、地方に於てなすべき事業と國家に於てなすべき事業とを整理按配して、その根本義を確立し、國家に於てなすべきことは國家直接にこれを經營し、地方はその地方だけの利害に關するものゝみを行ふの計畫が確定すれば、茲に府縣の財政上の餘裕が生ずる

と同時に國家の補助政策も整理せらるゝのである。國家の事業と地方團體の事業の範圍が確立し、その費用分擔が明確になれば茲に初めて地方團體の財政は自ら鞏固になる譯である。かくして初めて中央の監督干渉を少くし得るのである。唯實際に於て地方團體と國家との事業を、確然と區別することは困難であり、又地方の利益と國家の利益とは、互に牽聯することもあるから、一定したる標準を設けることは或は困難であるかも知れない。併し大體よりこれを達觀すれば、その間の區別をなし得ること必ずしも難事ではないと思ふ。大なる決心と精確なる行政的見地とを以てこの根本の整理を行ひ、地方事業と國家事業とを區分し、これに對する國家財政と地方財政とを按配して、始めて地方分権の徹底的本義が行はるゝのである。此處に至るに非ざれば地方分権は、空論であつて、何等の實效は無いと思ふ。眞に地方分権を確立せんとすれば、爲政者は此處に眼を注ぎ、一大英斷をなすの必要があると思ふ。

今回の地方制度の改正は固より地方分権に一步を進めるものではあるけれども、これは眞に一步たるに過ぎない。その根本主義はこれ等法制の二三の改正に依つて、達成し得らるゝものではない。行政上財政上の兩點より根本的にこの革新を行ふことが、地方分権を確立することに於て最も緊要なることと考へる。

(昭和四、二)

## 都市問題研究の重要性

### 防ぎ難き都市集中の趨勢

都市は政治の中心であり、經濟の中心であり、文化の中心であり、また社會各般の問題の蝟集する所であるから、都市の制度及び都市の施設に關する事項は、國家行政の中で最も重要な問題である。

都市殊に大都市の社會問題、政治問題、經濟問題は延て全國にその影響を及ぼすものであるから、都市の研究は近代社會經濟問題として最もその重大性を帯びて居るのである。素より國家の組織は都市のみを以て成るものでないから、都市と共に

農村も之が研究題目としてその間の調和を計ることの必要なるはいふまでもない。故に都市集中問題と牽聯して、都市、農村の人口分布並にその經濟關係を研究せなければならぬ。しかしながら、何れの國に於ても、都市集中は實際の事實として現はれて居る現象であり、都市の人口が年々増加するといふことは争ふべからざることである。都市には資金が集中し、智識が集中し、また社會經濟諸般の施設が完備して居るのであるから、學業に志し、事業をなし、政治方面に於て又經濟方面に於て功を收めんとする者は都市に來てその運命を開拓せんとするの志望を抱くのである。それ故に都市集中を防止せんとしても、實際に於てこれを実現することが困難である。この事實の趨勢を對象として考へれば、都市に關する諸般の問題について、深く研究を要せねばならぬことが多々あるのである。

### 都市と國家問題

都市問題として研究すべきことは數多くあつて、これを一々論述することは極めて困難であるが、先づ第一に都市住民の生活上の實際問題を研究せねばならない。都市殊に大都市は、言はゞ植民地の如きものであつて、全国各地地方の人々が此處に集り、社會各方面の事業に従事してゐるのであるから、農村の状態とは大いにその趣を異にしてゐるのである。都市住民の経路を考察するに、三代以上その土地に住居し、その事業を繼續せるものは極めて少ないのである。現に東京市、大阪市の如きに於ても、政治なり經濟なりの方面に活躍する人は多くはその祖先よりの累世的住民にあらずして、他地方より來つたものである。更に世界に於ける大都市の實例を見るに例へばパリの如き、ニューヨークの如き、ロンドン、ベルリンの如きも、同一の現象を呈してゐる。殊に世界都市といはるゝニューヨークやパリの如きは單にアメリカ人若くはフランス人のみの集團地にあらずして、世界各国の來集する所である。故にニューヨーク市はニューヨーク州のニューヨークにあらず、アメリカ

全體の都であり、またパリ市はセーヌ縣の市にあらずしてフランス全體の首都である。而して又一面より之を見れば全國有爲の人が都市に集り各種の事業に従事することが都市發展の原因ともなり、文化經濟の隆盛を來たすのであるから、この集中は喜ぶべきことであるとも考へらるゝのである。故に都市の經營の如何が、國運の消長に甚大なる影響を及ぼすものであつて、都市問題は國家全體の問題となるのである。かゝる次第であるから、國家の政治として、都市問題に重きを置くことは當然である。

### 大都市特別制度の要

かゝる實狀であるから、同じく自治體といつても、大都市は他の自治體とはその趣を異にせねばならぬことは言を俟たない。小都市や農村に於ては隣保相扶とか若くは郷黨親愛とかの事實はあるが、大都市に於ては、かゝることの實現は甚だ困難

である。大都市にありてはその住民の轉々は頻繁であり、永住の者極めて少く隣家に如何なる人が居るかすら知り能はざるほどであつて、朝夕相接しても隣人の顔すら知らないといふ有様である。従つて自治體の根源たる隣保相扶といふやうな感情親愛が起り得ないのである。故にこの狀況に對して都市の制度について特殊の考慮をなさなければならぬのはいふまでもない。所謂、大都市特別制度を設けんとする議のあるのも、これがためである。東京市の如きは東京市並にこれと生活状態を殆んど同じくするその附近の町村を合すれば、五百有餘萬の人口を包含して居ると稱せられてゐる。而して法律上の團體としては各別であるけれどもその社會的交通及び生活的情勢は殆んど同一である。従て東京市の制度施設を研究するに於ても、その附近町村の情態を考慮の中に置かなければならないのである。世界何れの大都市の實状を見るも、大ロンドン、大ニューヨーク、大ベルリンといふやうな大なる名稱を付し、法律的單位たるロンドン市、ニューヨーク市、ベルリン市等の外にそ

の附近の町村を總括して大ロンドン、大ニューヨーク、大ベルリン等といつてゐる次第である。

東京市について、これを見るも、法律上東京市の地域は限定して居り、また人口の如きも純東京市民は二百萬有餘に過ぎないけれども、東京市と殆ど同一生活状態にある附近の町村を合すれば人口五百萬以上に上り、之を稱して大東京といふのである。従て所謂大東京については特別の制度を設け都市經營に關しても特殊の施設を考慮せなければならぬのである。

かく大都市の實際現象を考ふれば、交通問題に於ても、衛生問題に於ても、警察問題に於ても、その他の社會問題に於ても、大都市に對しては特別の施設をなし、特別の制度を設くることの必要あるはいふまでもない。

### 都市と郊外との關係

今回、東京市政調査會の主催の下に開かれんとする全國都市問題會議に於て都市問題の研究事項として、『都市郊外の現状』、『都市の郊外地に關する行政の實情』、『都市の郊外地統制の方法』、『都市の適度並之が決定標準』、『都市の郊外地統制に關する根本方策』等を議題としたるも之が爲めであり、その研究は都市問題の解決に取つて最も重要なことである。

殊にまた商工業大都市に於ては、晝間人口と夜間人口とがその數を異にしてゐることは何れの大都市に於ても見る現象である。即ち商工業の事務所または工場並に營業所は、都市の中心にこれを設くるのであるがその關係従業者は、市内に住居せずして、郊外に居を占むるものが多いのである。従て都市の晝間人口と夜間人口とがその差を來すのは必然である。我が國の都市に於てはその現象尙未だ甚だしくないが、ロンドン、ニューヨークの如きは最も顯著にこの事實を示してゐる。従つて執務時間と退出時間に於ては、従業者若くは勞働者が、郊外から都市の中心に出入

する者が非常に多く、所謂ラッシュアワーなるものがこれである。この事實を見ても、都市の中心とその郊外との間に於ける交通問題、住宅問題、衛生問題等に對し更らに又都市とその隣接町村との財政問題、社會問題に考慮を加へなければならぬことはいふまでもない。是等の事項は都市民の生活上に重大なる關係を有するものであるから、都市問題研究題目として深く意を致さなければならぬ。

### 都市生活の享樂と苦痛

都市は政治經濟産業の中心であるから、こゝに集まる人が各種各様の職業に従事して居るのである。従てその間に於ける都市生活者の情況を實際の事實に徴して、その施設をなさねばならぬのである。都市は生活上の享樂をうくる場所でありまた職業を得るに便利であるといふ事實の反面に於て、また生活上に非常な苦痛があり、又職業を失ふ危険がある。従て好景氣の時は都市民は非常に幸福のやうである



が、その反動として不景氣の時には悲惨なる苦痛に遭遇するのである。即ち彼等は景氣の好い時には収入もよく、享樂に耽るのであるが、一朝不景氣に遭ふときは、生活の困難に襲はれ、失業の危険に陥るのである。景氣不景氣の影響を受くることが農村の比ではない。例へば今日のやうな不況時代には、農村はまだそれほどではないが、都會では衣食に窮し、住居すら得られない惨状を見るのである。かくの如きは農村には見られない状況である。而して斯様な不況時代になると、都市民に對して歸農をすゝめるものもあるが、農村では、都會生活に慣れた放浪者が農村に歸ることを嫌ひ、これを拒むといふ状況にある。茲に於てか、是等の失職者は都會に於て衣食する能はず、しかも歸農してその郷里に容れられない、といふ悲惨な状況に陥つて、行路に迷ふもの少なくないのである。

#### 都市の國家の興隆に及ぼす影響

今日かゝる現象を眼前に見るにつけても都市問題の研究者はその匡救に深く思を致し、都市農村の調節を如何にすべきかといふことを眞劍に考へなければならぬ。

これは社會問題として實に重大なることである。

フランスに於ては、國家の重大事件が、多くパリより發生するといふ點に鑑みて、政治家、經世家がパリ市民の生活問題に常に意を致して居るのは全くこれがためである。かく觀察し來れば、都市に關する問題は實に廣汎多岐である。而かもその施設及び政治が如何に國家の興隆に影響するかに思を致せば、今後益々都市問題の研究に、深く意を用ゐねばならぬことを痛感するのである。

(昭和五、一〇)

## 伊藤博文公の政黨觀

近時我が國の現状を見るに内外多事多端であつて深憂に堪へざるものがある。世間では政治國難とか經濟國難とか思想國難とか唱ふるものがあり、我が國に國難が來つたが如く絶叫するものもある。余は左ほど悲觀はしないが、政治界といはず經濟界といはず、思想界といはず、多事多難の時機に際會して居ることは事實である。國亂れて忠臣を思ふといふが、我が國の現状必らずしも國亂れたりといふのではないが、今日の時機に於て國家の柱石となり國民の指導者たるべき忠誠の偉人を思はざるを得ない。先輩諸公の中に於て伊藤博文公の如きは余の思を致す偉人の一人である。

伊藤博文公は明治維新の元勳であり又我が憲法の起草者であり、立憲政治の運用には最も心を致したる政治家である。公は初めは超然内閣論者であり、政黨に超越して政治を行はんとしたのであるが、幾度か内閣の首班となり、政局燮理に當られた經驗よりして、立憲政治にはドーシテモ政黨を無視することを得ない、政黨を基礎としたる内閣でなければ政治を圓滑に行ふことを得ないことを悟り、明治三十三年政黨を創立し。自らその黨首となつた。今日の立憲政友會がそれである。尤もこの政友會なるものは純然たる新政黨ではなく、板垣伯の統率したる自由黨を基礎として新陣容を整へて之に代つたものである。故に政友會の黨員には舊自由黨の系統が多く、更らに伊藤公の傘下に集まりたる新分子が之に加はつたのである。

伊藤公が政黨を創立したる眞意は政黨の弊を芟除し眞に國家の機關たるべき立派なる新政黨を造らんとしたのである。國家に奉すべき純眞の政黨を中心として政治を行ひ以て立憲政治の運用を完からしめんとするのが公の政黨創立の信念であつ

た。この信念は政友會立黨の趣意書中に現はれて居る。その一節に

(前略) 各政黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を揚げ、内國民の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。(中略)

抑閣臣の任免は憲法上の大權に屬し其の簡拔擇用或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす。皆元首の自由意思に存す。而して其の選に擧げられて輔弼の職に就き献替の事を行ふや黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず。苟も此の本義を明にせざらん乎或は政機之運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其の害言ふべからざるものあらんとす。余は同志を集むるに於て全く此の弊竇の外に超立せしむることを期す。凡そ政黨の國家に對するや其の全力を擧げ一意公に奉ずるを以て任とせざるべからず。凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめ

んとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人材を收めざるべからず。黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論せざるが如きは斷じて戒めざるべからず。地方若くは團體利害の問題に至りては亦一に公益を以て準となし、緩急を按じて之が施設を決せざるべからず。或は郷黨の情實に泥み或は當業者の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは斷じて不可なり。余は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ。

政黨にして國民の指導者たらんと欲せば、先づ自ら戒節して其の紀律を明にし其の秩序を整へ専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文自ら揣らす、同志と立憲政友會を設け以て黨派の宿弊を革めんことを企つるもの、區々の心帝國憲政の將來に裨補して報効を萬一に希圖せんとするに外ならず(後略)

とある。又同年九月十五日政友會の發會式に於ける公の演說中に左の言がある。

(前略) この政友會を設けて同感の諸君を集めて共に事を謀らんとするも敢て威

權に眷戀して以て己れ自ら責任の地位に立たんことを希望するが如き念慮は私は一點も持たぬ。只日本國民として敬聖なる至尊を奉戴してその下に於て憲法政治の行はるゝ上に忝くも至尊大權の發動に關係する所の立法權に參與するといふ國民の責任に付て成るべく國家の目的と符合する動作所爲に出でんことを望んで止まぬのであります。……(中略)

全體私は政治の困難なることを深く感じて居るのでありますから他人の局に當つて居るものを非難するといふ様なことは餘り好まぬのであるのみならず、自らその責に當つた心持で見るのでありますから、假令反對の人が政府に立つて居るともその政治の得失は即ち國家の得失であります故に失敗なからんことを常に希望して止まぬのであります。……(後略)

伊藤公の政黨に關する信念はこの趣意書並に演説の中に宣示されて居り、公の公明の心事と憂國の至誠は明かに窺はれるのである。凡そ政黨の弊として世人の非難

する點は(一)人事行政(二)利權問題(三)地方問題(四)政争の苛烈であるが

公は三十年前政友會創立の日に於て既に是等の點に關して黨員を戒しめて居る。

政黨内閣に於ては動もすれば人事問題即ち官吏の任免に關して非難を受くることがある。閣員や政務官は別問題とするも事務官殊に地方官に關して政黨の注文により黨勢擴張の爲め若くは選舉の爲めにその人物能否を論せず自黨に都合のよきものを任用することが往々ある。公は此に見る所ありて博く適當の學識經驗を備ふる人材を採用し黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論せざるが如きは戒めざるべからずといふて居る。政黨の領袖は勿論黨員も深くこの意を體し妄りに獵官をなし人事行政を誤らざることに意を致さなければならぬ。

政黨と利權とは附きものゝやうにいふものがあるから、政黨政治に於てはこの點を最も警戒しなければならぬ。利權屋は黨援を借りて利權を獲得せんとし、之が爲めに疑獄事件の如き忌むべき問題が起るのである。政黨には金が要る、金がなければ

黨内に於て勢力が得られない。これが爲め政黨の力を利用して又は地位を濫用して金を得んとする。實業家、事業家は此に附け込んで金を提供して利權を得んとする。これが忌むべき事件の起る原因である。伊藤公は此に心を用ひて立黨趣意書中に當業者の請託を受け與ふるに黨援を以てすることなからんことを戒めて居る。

鐵道、道路、河川、港灣等の地方問題を黨勢擴張の具に供し之を餌として地方民を誘惑することが往々ある。而かも之が實現せずして所謂空手形となりて地方民を失望せしむることがある。之が爲めに政黨の信用を失ふのである。伊藤公は之に對して地方若くは團體利害の問題に至りては一に公益を準となし緩急を按じて之が施設を決せざるべからずといひ、之を以て黨略に供するの不可なることを説いて居る。

政黨あれば此に黨争のあるのは止むを得ないのであるが、黨争は政策による正々堂々の争でなければならぬ。政權を獲得し若くは政權を維持せんが爲めに國家の利害を顧みず、或は暴露戰術とか或は離間中傷とか陰險の策を弄するが如きは國家を

念とする公正なる政黨のなすべきことではない。伊藤公は政友會を設けて同志と事を謀らんとするは決して権力に眷戀し責任の地位に立たんが爲めでない、反對黨に對しても徒らに之を非難することを好まない、その失敗は國家の損失であるから失敗なからんことを希望すと述べて居られる。何たる公明なる態度であらう。國家の重きに任じ眞に國家を憂ふる政治家はこの心事とこの態度がなければならぬ。反對黨といへば何んでも彼でも之に反對しその失敗は之を喜びその成功は之を嫉み一日も早く倒閣の目的を達せんとするが如きは公黨の本義ではない。反對黨の主張政策にして國家に利なりとすれば之を助くるの雅量がなければならぬ。この雅量があり始めて政黨政治は圓滿に行はれ、國民の信賴を受くるのである。

伊藤公は政黨政治家としては公平に過ぐるとの批評をなすものもあつたが、何れの政黨の領袖にしてもこの公正なる心事がなければならぬ。各政黨に屬する政治家にしてこの公明なる信念があり互に同情し互に切磋琢磨して國家の爲めに盡すとい

ふ態度を以て相對するに於ては政争も苛烈深刻にならず、所謂清き明るき政治が行はれ、國民は政黨政治を謳歌するに至るのである。英國労働黨の黨首マクドナルドが歐洲大戰に際し英國の參戰には極力反對したが、一度び參戰の廟議が決し戰爭の開始せらるゝや彼は政府を援けて共に戰爭の事に當り奮闘努力したるが如く、又佛國の急進社會黨の首領エリオールがポアンカレやブリアンの正面反對者であつたにも拘らず國家財政上の危機に瀕するを見るや、『子供等は瀕死の母の寢床の傍で喧嘩をしない。』といつてブリアンと手を携へてポアンカレ内閣に入り協力して國事に當りたるが如き共に公明なる政治家の態度であつて、伊藤公の心事とその揆を一にするのである。國家を念とするの政治家はかくあつて欲しきことと思ふ。かかる政治家があつて始めて政治は公明になるのである。

伊藤公は立憲政治の完成を望むが爲めに政黨の刷新を圖らんとし政友會を創立しその黨首となることを決心したのであるが、公がこの事を決行するに當りてはその

心事を披瀝して明治大帝に上奏して聖鑑を仰ひて居る。その上奏書の一節には

(前略)

臣窃カニ自ラ揣ラス黨派ノ宿弊ヲ革メ立法ノ機關ヲ洗刷スルニ志シ立憲

政友會ヲ創立シテ同感ノ士ヲ集メ専ラ國家ノ公ニ奉シテ以テ微衷ヲ

陛下ニ致サムトス、區々ノ心帝國ノ憲政ヲシテ有終ノ美ヲ成サシメ、維新ノ宏謨

ヲシテ中外ニ貫徹セシメントスルニ外ナラズ、而シテ弊毒ノ深キ洗刷從テ難ク、

臣ノ菲才ヲ以テ克ク濟スコトアルヲ期セスト雖モ、方今ノ急止マント欲シテ止ム

ヘカラス：：臣ノ政友會ヲ設クル固ヨリ黨同伐異ヲ事トセンカ爲ニ非ス、多衆ヲ

擁シテ權勢ノ地ヲ作スカ爲ニ非ス、時弊ヲ匡救シテ憲政ニ資益スルノ外些毫ノ挾

ム所ナシ故ニ臣カ職任ヲ君側ニ奉シ以テ左右ノ諮詢ニ備ハルハ臣カ黨弊ヲ矯メテ

國務ノ進行ニ益セントスルノ心事ト因ヨリ相戾ルコト無ク、從テ累ヲ皇家ニ及ホ

スカ如キハ萬々虞トスル所無キヲ信ス、然レトモ臣已ニ新ニ黨ヲ樹ツ志ハ匡弊ニ專

ナルモ好マサルモノハ視テ以テ敵ト爲シ、從テ抗争ノ端ヲ肇ムルコトナキヲ期ス

ヘカラス、是レ臣カ朝廷ノ一視同仁ニ對シテ深ク憚ラサルヘカラサル所  
陛下寛厚縱令臣ノ心事ヲ諒トシタマフト雖モ、將來政事ニ從フノ臣民ヲシテ皇家  
ニ對スル所以ノ道ヲ知ラシムルニ於テ臣ハ極メテ其ノ進退ヲ慎マサルヘカラサル  
コトヲ思フニ切ナリ

陛下願クハ臣カ中興の宏謨ニ對シテ新ニ別個ノ貢獻ヲ捧ケントスル晩年ノ苦衷ヲ  
察セラレ茲ニ悉ク宮中ノ要職ヲ解カレ、以テカ臣カ志ヲ成サシメラレンコトヲ：

：(下略)

この上奏文を読む者、誰か公の衷情と憂國の至誠とに感激せざるものかある。公  
は明治大帝の宏謨を翼賛し憲法起草の大任を拜し幾回か臺閣に列し憲政運用の任に  
當つたのであるが、終局政黨に依るにあらざれば憲政の圓滿を期し難しと考へ、餘  
生を政黨の爲めに盡し以て憲政の美を濟さんと決心したのである。中興の宏謨に對  
して新に別個の貢獻を捧げんと奏上したるはこの謂であらう。公の衷情を披瀝した

る此の上奏文を読み公が國家を思ふ柱石の臣僚たるの面影が偲ばれるのである。

公のこの上奏書といひ又前記の趣意書演説といひ政友會の創立に際して政友會の  
首領としての言であるがこの言は獨り政友會に對してのみでなく凡ての政黨にも共  
通すべき眞理である。近時政争は益深刻になりその弊は愈甚しからんとするの趨勢  
がある。之が爲め政黨は國民の信頼を失ひ中正なる人は政黨を嫌忌し、更らに奇矯  
なるものは議會政治を呪咀するものすらある。これ實に國家の爲め憂ふべきことで  
ある。政黨政治家は此に思ひを致し政界を革正し互に協力して立憲政治の濟美の爲  
め努力せねばならぬ。かくして始めて國家の難局に處して進展の道が開かるゝと思  
ふ。余は近時の世相を顧み忡々たる憂を禁する能はないのである。伊藤公の事績を  
追懷し偉人を思ふの切なるを感ずるのである。(昭和五、八)

## 國士の典型板垣伯

板垣伯は余の最も尊敬する先輩である、伯は明治維新の元勳であり夙に自由民権の說を唱へ、國會開設を主張し今日の立憲政治の基礎を立てられたる政界元老の一人である。

明治廿九年伊藤内閣の時及明治三十一年大隈内閣の時に内務大臣となられた。その當時自分は内務省參事官兼秘書官として伯の指導の下にあつた。

伯は自由黨の首領として政黨を統率せられてゐたが偏狹なる黨派心に囚はれることなく、一に國家を以て念としてゐられた。

殊に社會政策に關しては最も深く意を用ひられこれを政治の上に實現せん事を望

まれて居られた。

當時社會政策といふが如き事は餘り多くの人の唱へてゐなかつた時代であつたが伯はその當時より社會問題を適當に處理することは國家のために必要であると主張せられたほど先見の明のあつた政治家であつた。

監獄改良、盲人保護、救貧防貧制度の如きは伯の最も深く意を用ひられた事であつた。

伯が内務大臣としての在職は極めて短かつたので、その經綸抱負を實現する機がなかつたが、もし伯をして永く内務大臣の地位に居らしめたならば、必ずや諸般の社會政策に關する施設を實行せられた事と思ふ。

伯は内務大臣を退かれた後も、常に意を社會問題に致された事は人のよく知る所である。

伯は明治三十三年自由黨を解散して伊藤公の政友會創立に助力されてより後、政



界を引退されたのである。

伯の社會事業に對する信志は政界引退後と雖も變らず、女囚携帶乳兒保護、女子同情會、盲人保護會、風俗改良會等の如き皆伯の創意に基き設立されたものである。

伯の人格崇高にして峻嚴清廉なる事は眞に國士の典型といふべきである。伯は國事に奔走し常に國家を以て念とし一家の計をなさず。國家の元勳であり、國務大臣の禮遇を辱ふしたる人でありながら一茅屋に住み、赤貧洗ふが如く、子孫に對して何等の計を立てず、一身を國家のために捧げられたのである。

伯の地位と閱歷とを以て一家の計をなさんとすれば、相等の福祿を得ることは易々たる事であつたが、伯は政治に利權の伴ふを非なりとなし、政治をして純潔ならしめんとする信念より、赤貧は寧ろ政治家の誇とすべき事なりとし、一身一家を顧みず、餘財あれば、これを公共事業に投じた。又伯は一代華族論を提唱して、遂にこれを實行したるが如き、誠に國士たるの本分を完ふした人である。

伯をして今日に在らしめ政治家が利權に没頭して、種々の問題を引き起せる今日の世相を見せしめたならば果して如何なる感を抱かるゝであらうか。

現代の政治家は伯の清節に顧みて恥づる所がないであらうか、これを思ひ、伯の生前の事を考へると實に感慨無量なるものがある。

伯は政治界を退きたる後も國家の事を愛へられ、一日も君國の事を忘れられなかつた。

晩年、伯が病に罹り、病床にあつた時に於ても、常に心を國事に用ひられた。余が病床に見舞つ際も伯は病軀を忘れて國事を論せられた。伯の薨去は大正八年夏であつたが、その薨去せられるまで國事を愛ひ、その遺言ともいふべきものを門下生に筆記せしめ、その原稿を枕下において、遂に薨去せられたのである、その遺言とも言ふべき書は後に「立國の大本」と稱する題名にて出版せられ、同志に頒たれたのであるが、その一節に次の如き言がある。

「此の重大なる時機には世人は須からく覺醒して眼を世界の大局に注ぎ、虚心坦懐、舉國一致の大精神を以て、各々卑劣なる政權爭奪の紛争を止め不純なる野心を包藏せる者は自ら愧ぢて野心を擲ちこれを擲たざる者に對しては輿論の制裁を加へ、以て政權を私するの原因を絶たねばならない。

かの維新當時にあつて將軍は大政を返上し、諸侯は封土を奉還し士族は自らその常職を解き世祿を止めたるが如き、至正至公の愛國心を發揮し、眞に國命を賭するの覺悟と決心とを以て眞面目に事に従はざるべからず」

この一節の如き眞に伯の肺肝より出でたるものであつて、憂國慨世の精神が躍如として現はれてゐる。國家を思ふの政治家はこの誠忠なる信念がなければならぬ。

伯の遺言ともいふべきこの一言は後進政治家の宜しく服膺すべき事である。

今日の世相を見るに政争は徒に苛烈深刻であつて、政黨はたゞたゞ黨利を争ひ國

家の事を顧みざるが如きやの觀がある。

立憲政治を主唱せられたる板垣伯をして今日この状態を見せしめたならば、必ずや憤慨して彼等を訓戒痛罵せられたであらう。

我々後進の者は板垣伯の忠誠に鑑みて卑劣なる政權爭奪を止め、眞に國家のために盡すの覺悟と決心とがなければならぬのである。

今日の世相を顧みて、特に先賢を思ふの切なることを覺ゆるのである。

(昭和五、三)

## 原敬氏を憶ふ

## 一、原氏と自分との公私關係

原敬氏と自分と親しく相識るに至つたのは、明治三十九年第一次西園寺内閣の時からである。この内閣に原氏は内務大臣の椅子に就かれたのであるが、自分は當時神社局長兼大秘書官としてその下に働いたので、茲に氏と自分との間に公私交際が初まつたのである。爾來内閣の更迭あり、氏が官場を離れた場合にもその交際は私交の上にも及びて、絶えず指導を被つたのである。次で氏が明治四十四年に第二次西園寺内閣の内務大臣となつた時には自分は土木局長兼地方局長であつて公私共に益々親密の度を増した。大正元年十二月、内閣の更迭に際し、余は氏と進退を共にして野に下つた。かゝる關係から余は氏と接近し、氏の識見抱負性行に就て

十分に諒解することが出来て氏の材幹の凡ならざるに推服する様になつた。か様な次第で爾來余は政治上に於ても氏と行動を共にすることになり、氏の勸誘に従ひ政友會に入ることとなつたのである。大正七年氏が内閣を組織した時には、余は野に在つたのであるが、氏の懇望によつて朝鮮政務總監の重職に就くことになつた。かく公私共に深き關係を持続した爲め、余は氏の性行や識見に關しては聊か知る處ありと考へて居るのであるが、その表面に現はれて居ることに就ては他の多くの政友諸君は十分に傳へると思ふから、茲には、單に自分との關係に於て、深く感じたことを語り故人を追懷したいと思ふ。

## 二、識見の深奥

原氏の識見の卓越して居ることに就ては、氏が初めて内務大臣となつて、その計畫し實行する所を見て大に感服したのである。氏の識見の高邁であるとか、頭腦の

明晰であるとかいふことは、よく人の話す所であるが、識見の高邁も頭腦の明晰も只だそれだけでは役に立たない。その識見と頭腦とをよく活用するに於て初めて偉大と稱すべきである。世の中には識見高邁、頭腦明晰の人も多くあるが少しも活用の利かない人がある。原氏は決して左様の人ではなかつた。氏は頭腦と手腕を縦横無盡に働かした人であつた。氏が内務省に來た時自分達に對して「私は外務、遞信、農商務の諸省には居つたことがあるので、その方の仕事は稍々理解があるけれども、内務省の方は全くの素人であるから宜敷お願ひする」といはれたが、實際に接觸してその言ふ所その爲す所を見ると、どうして素人どころか、その意見はよく肯綮に當り、その手腕は頗る鮮かなものであつた。内務行政に關して確かに一家の識識を持つて居られた。余は長く内務省に居て内務行政に關係し、幾多の大臣を送迎したが、氏のやうに識見あり手腕ある人は少い。氏が内務大臣としての仕事は從來のものとその型を異にして、諸方面に幾多の改善を施し、形式主義よりも實質主義

に重きを置いて、種々の計畫をなしたのである。地方官會議の如きも、從來は動もすれば形式に流れて無意味の集合に過ぎなかつたこともあるが、氏は地方官會議を有意義のものたらしめ、地方行政上に活機を與へたのである。また警視廳と東京府との間には、多年その事務が錯雜紛更して支障のあつたのを改善して、適當の改革を加へ、以て警視廳の内容を整へたのである。是等は皆氏の創意に出でたもので、内政に關する氏の材幹が非凡であつたことを證明するに足るのである。

### 三、精力の絶倫

氏の精力の絶大であつたことも亦大に推服すべきことである。氏は内務省の事務整理を實行し、從來の古き慣例や幾多の法令訓令の時宜に適せざるものを改正し、行政の刷新を行はんとして事務整理委員會を設けたが、氏自ら委員長となり、局長以下下の若手の人々を委員に擧げて審査に當らしめ、論議を闘はしてその實績を擧ぐる

ことに努力した。氏はこの整理會議に臨むや、若手の參事官や書記官をして遠慮なく論議せしめ、忌憚なき意見の發表を促がし、氏自身も盛んに意見を述べた。而して氏の議論は理路整然として、よく事務にも精通し、常に肯綮に當つて居たので、省内新進の吏僚をして啞然たらしめたものであつた。是等の點は自分のみならず若手の吏僚の大に敬服した所である。今日内務省の事務が整理し機關の運轉が滑かになつたのは、實に氏が當時改革の端緒を開いたことに歸するといつてもよい。地方官會議の如きも前にもいふ通り從來は頗る形式的で、大臣の訓示も毎年同じやうのことを繰返すに過ぎなかつたのであるが、氏はその型を棄てて地方官をして、會議前に豫め地方行政に關する意見を提出せしめ、會議の席上では其の意見に就き、之を討議し、可否を議場に問ひ、可とするもの多數なるときは直に之が實行をなし、不可なりとするもの多數あるときは之を却け、以て着々地方官の意見を實現し、法令通牒等を改廢したのである。か様な風であつたから、地方官會議は從來の會議とは異り活

氣横溢の有様を呈し、成績の見るべきものがあつたのである。或る知事の如きは「今回の會議は吾々地方官が内務大臣に試験せられてゐる様なものであるから本氣に勉強してかからねばならぬ」といつたことがあるが、全くその通りで、頭腦が明晰で議論の透徹して居る原大臣の前に引き出されて應答するのであるから、これまでのやうに、屬官任せの知事では逆も太刀打ちは出来なかつた。この地方官會議は午前十時に始まつて午後の六時迄は必ず繼續してやつたのであるから、知事の中には今度の會議は全く八時間労働で私用も足せないといふやいたものもあつた。また内務省の事務整理會議も夜の十二時を過ぐるも尙ほ盡くる所を知らずといふ程熱心であつて若手の連中が電車が無くなると困るといつてヤット會議を閉づるといふ有様であつた。かゝる長時間に亘る會議の時でも、氏は少しも倦怠の色なく元氣益々旺盛で、綽たる餘裕を示して居るには皆感服したのである。自分の如きも氏と意見が合致しない時には夜を徹して午前の一時頃までも議論を戦はしたことが屢あつたが、氏は

夜が更ければ更けるほど、頭腦明晰になり長時間の會議を迷惑とも思はず、寧ろ愉快と感ずる様であつた。これは精力旺盛なる人でなければ到底出來ないことで、自分等の推服畏敬した所ではあるが随分弱らされたのである。併し氏がか様に論議が好きであつたといふことは、自我を推し通す爲めではなくて、眞理を求むるに熱心であつたからである。それであるから議論の結果、心から了解する時は必ずしも自説を固執せず、何人の意見でも採用したのである。余の如きも時には顔を眞赤にして議論をしたが、その進言する所の意見が採用されたことが多くあつた。而して議論の後には常に互に笑つて分れたのである。その氣分は實に清々として愉快であつた。

#### 四、新知識吸収の努力と記憶力

前に述ぶるが如く氏が議論を好み理義に明晰であつたのは知識の吸収に努力したといふことが一大原因をなして居る。氏は不斷に新しき學說に耳を傾け、歐米の新

刊書等にも常に目を通して居られたやうである。内務省の會議などで、若手の新進吏僚が外國の事例を引いて議論をする場合には氏はよく「君の説は古い、今日の歐米の新らしい學說はかうである」といつて自分で調べた事例を説いて聽かしたものである。併しか様な場合にも決して自ら新知識を銜ふやうな風はなく、極めて懇切に説明するのであるから、相手の論客も快く納得して引つ込む様な次第であつた。か様な譯で自分等は、氏の識見の高邁、抱負の深遠、精力の絶倫にして元氣の潑瀾たること、手腕力量の非凡であつたことには眞に敬服したのである。帝國議會の開會中一方に事務を處理し、議員に應酬する傍ら、他方には多端なる政友會の黨務を總裁して、各方面に遺漏なき活動をなして、寸分の餘暇なき境遇にありながら、歐米の書籍を繙讀し、訪客を接見し、公私の信書を裁して交友の誼を盡すを怠らず、一切の個人事務も之を整頓して行つたことは何といつても精力絶倫であり強記の人でなければなし能はざる所である。些細の事件であるから恐らく忘れて居るであらう

と思つて、尋ねて見るとちやんと知つて居るのである。また些々たる私事のことでも何か依頼でもすると、依頼した人の方が忘れてゐるのに、氏の方からアノ事件は斯斯であるとは通知して呉れる様なこともあつて、物事を等閑に附することをしない緻密な人であつたことが窺はれるのである。

### 五、大局を見るの明とその理想

氏は如何なることも忽にせない緻密な人であつたが、同時にまた大局を見るの明のあつたことが即ち氏の大政治家たるの器局を有して居た所以で、その小事を等閑に附することをしないといふことが、また一面勤勉にして忠實なる事務家であつた所以であると思ふ。世間の人は、動もすると氏を以てその日暮らしの政治家であるが如く評するものがあるが、これは氏の一面を見て全豹を見ない批評である。氏が常にいつて居た所の「空理空論ではいけない。實際の事實に基いて考察しなければなら

ぬ。現在の事實を離れて只だ徒らに空想を描いて事を行ふことは危険である。實際の問題を適當に解決して治績を擧げることには心掛けねばならぬ。即ち治績に繼ぐに治績を以てするといふ風にせねばならぬ」といふ意見は氏が信念より出でたもので、單に眼前のこのみのみの處理を以て満足したものでないことが明かである。治績に繼ぐに治績を擧ぐるといふことは將來を見ての信念であつて、現實即効主義の人の考へ得可き事でない。氏はたゞ將來の爲めに現在を忘るゝとか、或は現在の爲めに既往を顧みないことをしなかつたのである。即ち政治家として最も大切な考察である所の既往に鑑み、現在に照らし、將來を考ふといふことを怠らなかつた實行政治家であつたのである。自分の見た所の原氏は、大局の上より過去の事實に鑑み、現在の事實を來したる所以を考へ、以て將來に動かんとする推移を念頭に置いて、現實の問題を解決する方法如何との斷案を下すのである。既往も知らず、將來も考へずその日のことを處理すれば可なりとした人でなかつたのである。このこと

は日常氏に接觸し、特に政治上の問題に關して意見を交換するの機會の多かつた自分としては、深く信じて疑はない所である。之を要するに氏はその抱懐せる理想を基礎として現實の問題の處理に銳意努力されたので、世評の氏を以て今日主義の政治家であるとなすは、氏の眞の性格を知らないものである。

#### 六、黨人としての原氏

また世間の一部には、氏は政黨の爲めに囚はれて、黨利黨略を先にし、常に黨勢を擴張することのみに熱中して國家の事を顧みなかつたやうに攻撃するものもある様であるが、この評も斷じて當つて居ない。又或る時代には氏は政黨に諒解を持たず、官僚政治家であるとの批評を政友會の内部に於てさへなす者が少くなかつたやうである。これは氏が何人の言であつても正しければ之を採用し、如何に親密の人の進言であつても、可ならずと信ずれば斷じて之を容るゝことをしなかつたこと、

即ち私情を以て事を處理しなかつた公明正大な態度を證明するに足るものであつて、決して官僚主義とか若くは黨利黨略に没頭するとかいふ様な淺薄な考へは持つて居なかつたからである。政黨に關する氏の考へは深き覺悟の上に立つて居たもので、決して世評の如きものではなかつたのである。氏は立憲政治は政黨を基礎としなければならぬといふ信念を持つて居つたが、同時に政黨の弊害もよく知つて居つた。その弊を矯正して政黨をして國民の信頼を受くる様にせねばならぬと考へて居たのである。氏は常に自分に話されたことがあるが、それは「自分は政黨をして國家の重要なる機關たらしむることに努めたのであるが、政友會を指導する上に於て今日まで決して國家を誤まらしむるやうなことをしたことはない」と信じて居る。時には小事を犠牲にして大局を處理せねばならぬこともあるから、或は政黨の事にのみ専心するといはれ、又時には政黨に冷淡であるといはれて種々の批評を被つたが、之は國家の爲め大局を處理する上に於ては、時に小事を犠牲にせねばならぬことが



あつたからであつたと思ふ。大局より見れば止むを得ないことである」といふことを話されたが、氏の精神は全く茲にあつたと自分は深く信じて居る。更に氏が政黨に對して懐いて居た信念を窺ふことの出来るのは、授爵の恩典を拜辭するの意思を持つて居つたことである。即ち度々授爵の恩典に浴すべき機會があつたにも拘らず、その都度、氏は「自分は皇室の御恩と優渥なる御思召には洵に感激に堪へざるものがある。併し自分は一度政黨政治家として立つの決心をなした以上、飽くまで之を以て始終したいと思ふ。これが自分の精神であり、また君國に盡す所以であると信じてゐる。若し爵位を拜受するならば衆議院に於ける議席を失はなければならぬ。政黨政治家としては下院に議席を有することが缺くべからざる要件である。政黨の首領たる者は黨員と議席を共にすることが必要である。衆議院に議席がなければ政黨首領たるの職分を完うすることは出来ない。故に自分が政治に關係を斷たざる間は、この主義で一貫して進む考へである」といふ様なことを自分に語られた

ことがある。是等の點より考へて見ても、氏が抱持して居た終生の志望は立憲政治の濟美は政黨の指導改善にありといふにあつたことは明白であつて、氏はこの志望に始終されたものである。決して世評にいふやうな黨利黨略に没頭したり官僚主義の政治家でなかつた事は明かである。

### 七、自ら垂するに薄く人を待つに厚し

氏はまた煽動政治家のやうに決して人氣取をやらぬ。徒らに時流に阿附迎合して主張を曲げ意見を變更するといふ様なことはせなかつた。公人として主張を持する所が堅かつたと同時に個人としてもお上手をいつて人を操縦する様なことは斷じてしなかつた。これは氏の明晰な頭腦と強固な意思がかかることをなすことを容さなかつた故でもあらうが、一面には正を履んで一步も譲ることの出来なかつた性格者であつたからだと思ふ。氏のこの性格は常に總ての方面に發露して、或る時には理

性の勝つた頑強の人といはれ、また或る時は、冷靜に過ぎて無情であるかのやうに誹られ、又剛岸執拗である偏見者の如くに評されたこともあつたのである。氏は是等の批評も承知して居たが、これに頓着なく固く所信に邁往したのである。これは氏の自信の強かつた爲めであるが、又氏が世間より誤られたのも此にあるのである。

又氏は「華族に列せられたり、家に餘財を遺したりすることは多くの場合子孫に禍ひするものである。その器にあらずして父祖の爵位資産を繼承することは決してその者の光榮でもなく、また幸福でもない。故に若し國家が華族制度を必要とするならば一代華族制を採らなければならぬ。自分は今の制度では一家の爲めにも、また個人としても之を希望しない。家に巨萬の富を積んで餘財を子孫に遺すことは子孫をして暗愚ならしむるのであつて、人は刻苦修養して、自己の努力に依るのでなければ決して有爲な人物となれるものではない」

と常に話されて居つたのであるが、氏は之を自身の上に實行されたのである。次

にまた氏に敬服すべき點は、自ら奉ずること極めて薄く他人に對して極めて厚かつたことである。天下の人が所謂平民宰相として氏を推稱するのは、氏が清廉潔白で總ての行狀が如何にも平民的であつたからで、只だ單に族稱上華族でなかつたのみでないのである。自ら奉ずること薄く人に對して厚かつた爲めに、その死後、家に何等の餘財がなかつたのである。財を蓄へんと欲すれば貯へ得るの境遇でありながら、この點に恬淡であつたのは大に偉とせねばならぬことである。これに就て思ひ出すことは自分が第一次西園寺内閣總辭職の際に歐米へ旅行した時のことであるが、これより先き、まだ氏が在職中に自分が外遊のことを話した處、氏は「この内閣も早晩罷めるであらうが、私が大臣を罷めて芝公園の家へ引越すやうになつたら、家が餘り手挾で困るだらうから改築したらよからうと勸める者があるが、自分は家を改築するやうな餘計な金が出来たら、歐米を漫遊して各國の状態を見て來たいと思つてゐる。」と話された。その後、内閣が更迭し氏は浪人になられると、果して歐米漫

遊を企てられ、自分が丁度巴里に滞在して居る時に彼地で邂逅したのである。その時氏は「芝公園の家はアノ儘にして改築する金でやつて来たよ」と笑ひながら話された。是等の事柄は氏の家事に離隔たらざることを窺ふことの出来る證據であらうと思ふ。その後氏は二回も内務大臣となり、また政友會總裁となり、後には内閣總理大臣となつたが、總理大臣の私邸として相應しからず、且實際手挾を感じた芝公園の私邸は遂に改築することなくして終つたのである。自ら奉すること薄き人にあらずんば能はざる所であると思ふ。

#### 八、出所進退に関する氏の覺悟

世間では、原氏を以て、權勢に執着し權力に憧憬して之が爲めに常に焦慮したかの様にいふものがあるけれども、氏の心事はこの點に關しても極めて恬淡であつた。自分は寺内内閣が總辭職した時に氏を訪問して國事多事の際、切に氏の出處

を希望する旨を述べ、今日の時局を收拾するのは閣下を措いて他にその人は無いと云つて、熱心に氏の蹶起を慫慂した所、氏は自分は個人としては決してかゝる地位を希望し權力に戀々たるものでない。然しながら大政黨の首領である以上は、時局を收拾する爲めには全力を擧げて事に當り、國家の爲め奉公の誠を致さなければならぬ。若し幸にしてその功を遂げ、相當の後繼者が出たならば、潔く退いて後賢を進むるに躊躇しない考へであると言はれ、更に語を次で「但し一身の安逸を計つて國家の大事を抛擲することは出来ないから、世間の毀譽褒貶は如何あらうとも自分には之を顧みずしてやる所迄はやる積りである」とその覺悟のある所を語られたことがあつた。愈々原内閣が成立して大政の衝に當つてから以後の行動を見ると最初の覺悟の通り一身の利害安危を度外に置いて勇往邁進したものであつた。自分は政治家の覺悟はかくありたきものと思ふて、氏の偉大なりしことを今日に追懷して讚仰に堪へないのである。

## 九、情味の深き爲め誤解を受く

更に世間では、氏を評して、その冷靜を稱するものがあるが、氏は冷靜の中に一脈の熱情が含まれて、その熱情は絶えず外間に進り出で、居たことを忘れてはならない。この熱情があつたが爲めに氏は一度信用した人、或は使つた人は之を棄つることなく常に庇護を加へ援助を與へたのである。この溫情の厚かりしことが却て氏に累を及ぼし幾多の非難が加へられたのである。この點は氏を攻撃するよりも寧ろ氏の美點として稱揚せねばならぬことと思ふ。自己門下の爲め溫き情味を以て之を庇護したが爲めに、氏の心事が疑はれ、この疑惑は更に世間に謬傳されたのである。氏は決して氏自身の不明よりしてかくの如き世評を受くるに至つたのではない。氏の人物を鑑識するの明は非常に高かつたのである。その人の長所も短所もよく知つて居たのであつて、假令缺點があつてもその長所に従つて人を使用したのである。

古人の所謂巨匠は尺寸の腐朽ありとも連抱の材を棄てずで、その長處を重んじて短所とする所を忍んで之を補ふことに努力したのである。今日誰々が左様であつたとその名を指していふことは憚るけれども、氏に用ゐられたもの、中で、兎角の批評を受けたものがあるが、氏はその人達の缺點はよく知つて居つた。併しその長所のある所を發揮せしめんとして之を用ひ敢て世評を顧慮する所がなかつたのである。是等は氏の情味の深き處であつて、冷酷の人でないことを證明するのである。氏の有した是等の美點が往々世上に疑惑を以て傳へられたことは自分の如き氏を知るもの、深く遺憾とする所である。氏の性格と眞情とを誤解したる世評が、氏が地位を得るに従つて益々謬傳を重ねて、その結果志業半にして兎刃に殞るゝの不幸を見るに至つたのである。これは國家の爲めに洵に悲しむべきことであるが、併し、翻つて考へると、原氏は平素自ら是等誤解のあることもよく知つて居つたのである。唯自己心事の公明なることを信じ、世評に頓着なく邁進し、常に一大覺悟を以て、何事も

國家の爲めである。皇室の爲めである、社會の爲めであると考へ、一意恵心悴勵努力して居たのである。この點より見るも、氏としては疾くに一身を國家の爲めに捧げて居たので、兇刃に殞れたことは豫てより覺悟の前であつて、決して遺憾として居られないであらうと思ふ。

### 十、千秋の恨事

氏は生前に於ては幾多の非難を受けたが、一點の私心なき公明なる政治家たるの眞骨頭は死後日を経るに従つて分明されたことを自分は喜ぶものである。人の眞價は棺を蓋ふて定まるといふけれども、自分等のやうに、氏が未だ棺を蓋はざる生前からよくその眞價を知り、その性格や、手腕や、力量や、識見や、抱負に敬服して居たものは、氏の生前に於て常にその眞價のある所を明にして以て誤解を防止するに努めたのであつたが、遂に取返しが付かない結果に終つたのは、地下に眠れる故

人に對して誠に相濟まぬ感じがするのである。この點に關し、自分と同一の感を抱くものは常に氏の庇護の下に立つた政友會員のみならず、平昔より氏と交遊を結んで、氏の人となりを知つて居るものは何人も感を同うするであらうと思ふ。今日之を考ふれば實に千秋の恨事として斷腸の思に堪へないのである。今更ら言つても及ばぬ事ではあるけれども、今後氏の様な政治家が出でて政務を擔當するに際しては、誤解のない様に國民に宣明することがセメテもの原氏に對する追善であり、公人に對する義務であらうと考へるのである。自分は今後原氏の眞精神を傳へて政治家たる者の覺悟と國民の政治家に對する理解を得せしむることに意を致したいと思ふ。

(昭和四、四)

## 原敬氏と後藤伯

——(東北の生んだ政界の二傑)——

原敬氏と後藤新平伯とは共に東北の生んだ人傑であつて、而かも兩者とも岩手縣の出身である。

この二人は自分に取つては先輩であり且非常に厚誼を辱ふした恩人として常に敬意を表してゐる。

自分は原氏の下にも後藤伯の下にも内務次官として働いた事があり、野にあつても兩氏とは常に往來して、意見を交換してゐたので、兩人の性格についてはよく承知して居る。

此の二人は共に我が政治界に於ける有力者であり、國家の重鎮であつたが、その

性格に關しては各々異つたる長所短所を持つてゐた。兩氏共に官界出身の人であるが、原氏は司法省の法律學校で法學を修めた後、外交官となり、新聞記者となり、晩年には大政黨の首領となり、内閣總理大臣ともなつた。後藤伯は最初醫學を研究し、醫者として世に出た人で、衛生局長から臺灣總督府民政長官、滿鐵總裁を経て數回内閣に列し、遞信、内務、外務の椅子を占めたのである。世間では後藤伯の政界雄飛に大なる望みをかけてゐたが、終に内閣首班たるの機會なく、世を去られた事は實に惜むべきである。

原氏は頭腦明敏で、事務を處理するの才能を有し、又政黨人として最も大をなした傑士である。後藤伯は理想的經綸に富んでゐたが事務的材能に至つては原氏には及ばなかつたやうであり、又政黨人としては成功しなかつた。曾つて桂公と一緒に同志會を組織したが、桂公薨去の後、同志會を脱し政黨圏外の人となつた。

原氏と後藤伯との私交は親密であり、互に相許すの仲であつた。何時か原氏から

後藤伯に對し政友會入黨を勧められた事があつたが、後藤伯は終に之に應じなかつた。

原氏は政黨を以て立憲政治の基礎となし、政黨内閣を以て國政を行はんことを理想とし、政友會總裁として遂に政黨内閣の樹立を實現した。

然るに後藤伯は一黨一派に偏して政黨的行動をなすことを好まず、むしろ政黨を超越して國家のために盡さんとした。曾て後藤伯は原氏を評して——『政黨の事については自分はとても原には敵はない、彼は政黨の定石を知つてゐる、自分はさういふ定石を知らない、政黨の統率者としては原には到底及ばない』——といつて居つた。

原氏は實行的政治家であり、理想よりは實現し得らるべく具體的政策を、常に考へてゐた。

後藤伯は所謂理想家で現實の問題よりは、理想的計畫に重きを置いた。故に原氏の政策は着々と行はれて行くに反して、後藤伯の計畫はその一割か二割程しか實行されないで、その他のものは後世に遺されたのである。この兩者の性格に付ては一長一短はあるが共に一世を指導するに足るの大政治家であつた事は疑ひない。後藤伯はよく原氏について、『原は目先の事のみを考へて居るが、然し現在の事をよく處理して行く點に於ては、實に天下の第一人者である』と評して居つた。

後藤伯の抱負は誠に遠大であつた、將來いづれの時かその結果を見ることであらうが、實際政治の上からいふと實行性の乏しい理想が多かつたやうである。

原氏は極めて平民的であり、爵位、勳等にはあまりに執着せず、一生を平民代議士として終らんとしたが、後藤伯は之に反して爵位、勳等を尊び、その肩書は正二位勳一等伯爵であつた。

又私生活についても原氏は極めて質素であり、その邸宅の如きも芝公園内にあるさしやかなものであり、僅に應接室、客間、居間位の小住宅で全く局長級以下の住

宅である。然るに後藤伯は派手であり、その邸宅の如きは實に堂々たるもので、數多き西洋間、日本間、何れも善美を盡し、庭園の如きも廣大であり大臣宰相の邸として恥かしからざるものである。伯無き今日では、持て餘してをられると聞くが、この一事を以てしても兩人の性格を知ることが出来るであらう。

かくの如く、兩者の性格思想は全く異つて居り、各長所短所はあるが、兎に角近代の傑人であるといつてよいと思ふ。兩者、世を去つて政界頓に寂寥を加へるの感がある。政界の後繼者者はこの兩傑士の長所短所を理解しその偉業を繼ぐことに心掛けたいと思ふ。

政治には理想がなければならぬのはいふまでもない。然しながら如何に高遠なる理想であつても、實際政治の上に實現し得られない理想は遂に空想に陥り、むしろ學者、評論家のなすべき範圍になると思ふ。

さればとて理想なくして單に實際政治にのみ着眼し、その日その日の事ばかりを

處理すれば足れりとし將來の計畫を考へない今日主義の政治は國家の爲めにならぬい。ビスマルクは獨逸の大政治家と言はれたが、彼は常に實際政治レアルポリチックといふことを唱へてゐた、彼は政治は理想より實現を目的とせねばならぬ、國家の政策は實行可能の範圍に於て樹つべきであり、實現性なき理想は世を益するものでない。但し理想なき政治は偏倚性を有し國民を指導するの力を缺くものであるといつて居つた。

理想と現實とはいづれも各々一方に偏してはならない、遠大の理想と、同時に實現し得られる理想であらねばならぬ。併し又、徒らに現在の事實にのみ囚はれて將來のことを考へず、國家百年の計なき政治も亦不可である。

理想と現實とは常に相調和しなければならぬ。故に政治家は理想を抱くと同時に之を實現することを心掛けることが緊要である。

この意味に於て原氏と後藤伯との兩者を相接近させ、相混和した人物の出現こ



そ、我々の望む所である。

(昭和四、五)

## 政治家の餘裕

或る處で左の西園寺陶庵公の詩を見たことがある。

碧血痕消春色披。山河滿目草離々。可憐文士無新意。題遍尋常敵愾詩。

滿洲到處有邦人題壁詩多係揚武宣光作因而戲賦 公望

とあつた。余は之を讀んで面白く感じた。政治家や軍人の詩には兎角悲憤慷慨の詩が多い。或る詩人が是等の人の詩は無理に平仄と韻を併せて(中には平仄の合はぬものもある)之を二十字若くは二十八字に纏めた議論であつて、吾々の所謂詩ではないと評したことを聞いたことがあるが、全くその通りである。陶庵公の所謂「尋常敵愾詩」であつて、詩としては何等新意なきものである。公が滿洲を旅行せられた

時に見られた邦人の詩はかかる類のものが多かつたので戲賦せられたのであらう。實に興味ある諷詩である。併し又一面から之を見れば詩は言志であつて、自己の想を述ぶるのであるから、氣焰を吐いたり慷慨する爲めの作であつても差支ない。専門的詩人のやうに文字の彫琢に没頭しないでもよいともいへる。文章に書くと同倒だが二十字か二十八字の中にその時の心持と境遇を言ひ顯はすことも亦面白い。伊藤春畝公は政治家中の詩人であるが、公の詩には所謂宣武揚光式の詩が多い。例へば憲政施行二十年。此間更見國光宣。死餘老骨傾杯酒。恩賜堂中會衆賢。の如き又

回顧悠悠歲月流。已過六十七春秋。殘年衰朽成何事。欲報君恩志未休。の如き全く言志又は述懷である。専門的詩人にいはいはしむれば、是等は詩でなく議論であるかも知れないが、政治家の詩としてはその時の心持を言現はしたものであつて面白いと思ふ。朝鮮の李完用は伊藤公の詩を好み政治家の詩はかくなければな

らぬ、支那の詩人の風月を吟じ又は山河を詠じたる詩は藝者の歌と同じで何等の興味もないといつて居つた。李完用が揮毫するときには、必らず伊藤公の述懷の詩を書くことを常として居つた。これも一理であるが、詩は一の美文であるから、無味乾燥の字句を駢べた丈けでは人の感想に觸るゝことが出来ない。字句に幾分か裝飾を爲し美化し詩化することが必要である。その文句の中に何處かに情想的のことがあるのが詩であらうと思ふ。詩的情趣とか詩的風操とかいふのはこれである。支那人の詩にも随分窮屈な論文的意味の詩があるが、何處かに詩的情操が加はつて居る。例へば張謂の詩に

世人結交須黃金。黃金不多交不深。縱令然諾暫相許。終是悠悠行路心。又王維の詩に

欲逐將軍取右賢。沙場走馬向居延。遙知漢使蕭關外。愁見孤城落日邊。の如き確かに詩になつて居る。是等が所謂本當の詩であらう。これでは専門の詩

人も別に異議はあるまい。

近來朝野の政治家軍人官吏の中に詩を作る人が随分多い。中には立派な詩人であつて、専門の大家も及ばないのがある。併しその多くは失禮ながら詩語粹金の書生の詩である。かくいふ余もその一人であり、惡詩黨の仲間である。詩を作るといふよりは、寧ろ文句をならべるに過ぎない。碁に菰碁といふことがあるが、余等の詩は菰詩である。併し政治の俗氣に齷齪して居る間に、歌を詠み詩を作る餘裕のある方はマダ／＼頼もしいといつてよからう。

餘裕といへば我が國の政治家には兎角餘裕に乏しく、その日暮しの政治に没頭し、高邁なる理想と識見に缺けて居るやうな感がある。これは修養と讀書をしない爲めではないか。

この點に於て故伊藤公や西園寺公は普通の政治家と異つた處があると思ふ。この兩公は歐米の書物も讀み、漢學にも堪能であり、内外の大勢に通じ、識見經綸ある

政治家である。日進日新の智識と循序執中の見識を有せられる政治家である。一黨の領袖であり一國の宰相たるべき人は識見一世に高く國民をリードする者でなければならぬ。所謂御都合主義で、その日暮しをして居るオツボルチユニストでは大政變理の局に當る資格はない。英國のグラッドストーンでも、ヂスレリーでも、又獨逸のビスマルクでも、抱負あり經綸ある哲理的思想の所有者であつた。その演説を見ても論文を讀んでも、彼等は確かに一世を指導するに足るの學識々見を有して居つたと思ふ。彼等は決してポリチシアンでなくステイツマンであつた。これは彼等の讀書による修養と大勢を觀察する經世的識見があつた爲めである。

英國現代の政治家中でもバルフォアとアスキスはこの型の政治家である。一昨年余が倫敦に行つたとき、徳川公爵の紹介でバルフォアを訪ふたが、彼はその書齋に於て余と接見した。その書齋の状況を見るに、四壁の書棚には政治經濟文學の書物が充滿し、彼はその中に埋つて居つた。彼は八十近くの老翁であるが今尙は讀書を

怠らないとのことである。彼の内外に關する政論は肯綮に當り、その識見抱負は確かに國民を指導するに足るの政治家であるとの感を余に與へた。アスキスは多年自由黨の黨首であり、大戰の前後八年間を通じて首相の印綬を帯び、多事多難なる政局に當つた。彼の自敘傳並に彼の知人の言によれば、彼はバルフォアと同じく讀書家である。彼と接見したる人の談によれば、彼の書室には希臘羅馬の古典的書籍もあり、英佛獨伊太利西班牙等の現代の著書もあり、彼は暇あれば是等の書物を耽讀するといふことである。現に彼は毎年スコットとドイツケンスを讀み直すといふて居る。彼を訪問したる者の直話によれば、書室の机の上には常に紙切ナイフと、鉛筆と、讀み懸けの書物が披けてあり、而かもその書物には鉛筆でアンダーラインしてあるのを見たことと云て居つた。彼は英國政治家中第一の雄辯家であることは人の皆知る所であるが、嘗に辯説の雄のみでなく、その内容が豊富であり、興味があるが爲め聽者をして心の底より感激せしむるのである。彼の演説を評する者はその演説は

雄辯流麗であると同時に、その所論が該博にして根據ある事實に基くものであり、而かも古典の知識を採用するが爲めに不知不識の間に聽者を引付け、一種の感動を與へる、これは辯舌そのものゝみの力でなく、學識と人格の力であるといふて居る。彼は議會や選舉區に於て獅子吼するときには反對黨の心膽を寒からしむとまでいはれて居るが、同時に又彼がその居村に於て村人達に講釋をするときは、玲瓏玉の如き神様となり、又親しみある好々爺となり、百姓達は難有涙に暮るゝといふことである。されば彼が首相を辭し代議士を止めたる後に於ても、街頭の人は尊敬すべき一英國紳士として彼に對して常に脱帽して敬意を表するのである。これ全く彼の偉大なる人格の閃きであると思ふ。

バルフォアとアスキスは政黨の首領としては必ずしも成功したとはいへまいが、私人としては國民の尊敬を受け政界の明星として仰がれた。彼等は金と力によりて政界を支配せんとするロイドジョージ一派の氣分を排し、何處までも政治を淨化し

政黨を正道に導かんとすることに努力した。所謂政者正也である。政界の領袖たる者は一時を彌縫糊塗する政略家であつてはならぬ、國民をリードする經世家教育者であらぬばならぬ。茲に想到すれば、余はバルフォアやアスキスの努力を多としその人格に敬意を表するのである。

(昭和三、七)

## 惠 澤 莊

東北奥羽線湯澤驛を下りて東北約一里半、國道に沿ふて岩崎町なる小邑がある。これが余の郷里である。この地は今でこそ羽後の一寒村であるが、その昔は佐竹侯支藩の所在地で一城下であつた。明治維新の際佐竹子爵家は秋田椿臺よりこの地に移封せられた。藩主が此に居を定むるや、藩士と共に都市計畫を立て城市を創建せんとした。然るにその後久しからずして明治維新の王政復古となり、廢藩置縣となり、藩主藩士共に東京に移り、只僅かに土着の住民のみが残つたので、今日では舊藩城下の面影を留めず一寒邑となつた。この地、風光明媚、秋田富士と稱せらるゝ、鳥海山はその前面に屹立し、皆瀬川は町の脚下を流れ、山翠水蒼の間にある一仙郷

である。この山河の美に加ふるに民情の醇樸質實なる近時稀に見るの自治體である。この町は戸數四百に満たず、人口二千有餘に過ぎざる一小邑であるが、町政は極めて圓滿で紛争曾てなく、町村制施行以來町長は二代目であり、前町長石川爲治氏は三十有餘年勤績し、現町長高橋七之助氏その後を承けて今日に至つて居る。收入役は三十年近く勤績し今尚はその職に在る。一般公共事業に對しては協力一致事に當り、その間黨派心の如きことは絶えてない。納税成績は良好で一人の滞納者なく、寄附並に義捐金の如き、皆應分の出資を厭はず、道路溝渠の掃除は各自任意に之を行ひ、夜警は交互出役してその任に當り、十數年間一回の火災もない。町民は皆生業を得て居り、町豫算に救助費を計上し居るも數年來一文も支出したことはないといふ。小學校は一つあるが就學歩合は極めて良く、大正十五年は男女とも一〇〇で、昭和二年は男一〇〇女九九・四一、同三年は男一〇〇女九九・四〇である。出席歩合は三年平均九九・三三であり、この地方としては成績の良い方である。殊

に珍らしきことはこの町には料理店、飲食店は一ヶ所もなく、随つて青年の氣分も極めて健全である。

大正十一年余は内務大臣なりしとき、東北巡回の途次、この町を通過したが、町民は舉つて町界に迎へ、多大の歡待を受けた。山河の美と民風の醇樸とは余をして此の地を愛着するの念を起さしめた。町民は余が舊藩士として幼時この地に住したるの故を以て、別邸をこの地に設け、町民に接觸するの機會を與へられんことを懇請した。余は町民の故舊を懷ふの厚きに感ずると共に、郷土の山川風物に親しみ、地方の發展に貢献することは郷黨の人とし、又公人としての義務なりと考へ、町民の希望を容れ之を承諾した。町民は非常に之を喜び、敷地を提供したるのみならず、その工事を起すに當り、老若男女を問はず、町民舉つてその勞に服し、山を築き、水を引き、庭園を作り、花木竹石皆その寄贈に係るのである。町民の厚意實に感謝の外はない。余はこの莊を惠澤莊と名け、その由來を手記して之を後昆に傳ふるこ

とにした。(惠澤莊記参照)

余は公餘閑を得るときはこの地に歸省するのであるが、町民は心から喜んで迎へ呉れ、各自の庭園に産する桃や林檎や偕ては茄子、胡瓜、南瓜の類に至るまで日毎に贈らるゝが、これは決して一片の御世辭や表向きの交際でなく、誠の籠りたる真情の發露である。又余の歸省を機とし、毎も歡迎會を催すのであるが、その會場は鳥海の秀峰を前に望み、耕地整理の完成したる稻田を庭となしたる小高き公園か、又は松杉鬱蒼たる鎮守の森である。この天然の青天井の下で、各戸婦人の手に成れる素人料理に舌鼓を鳴らし、町の銘醸『峰の旭』の壘詰に酔ふて、打解けたる談話を交換するのである。町民は之を野遊會と稱して居る。この野趣満々たる宴會はこの地でなければ味ふことの出来ないもので、眞に情味の津々たるものがある。接待役は町長を始めとし小學校の先生や役場の人々である。紅脂白粉の酌人を相手とし嬌語喃々たる宴席とは全然その趣向を異にし、實に清淨純潔である。その質實なる氣

分は迎も都人士の味ふことの得られない情緒である。勤儉獎勵を説き、國民精神作興を唱ふる人々には、是非この情景を見て貰ひたいと思ふ。余の友人にしてこの地を訪はれたるときに、偶々この野遊會の催しある場合には、余は毎も出席を懇請して、この醇風野趣を紹介するのである。力石雄一郎君(現大阪府知事)、篠原英太郎君(現山形縣知事)、横山助成君(現警保局長)、加藤久米四郎君(現内務參與官)、田子一民君(代議士)の如きはこの情緒を味はれたる人々である。

朝四時になると町役場の屋上にある鐘ががん／＼と鳴る。この鐘の音を合圖に全町の人は皆起きる。小學校の生徒も暑中休暇中には早起會と稱して四時に起き、各區毎に或は學校に、或は鎮守の森に、或は公園に集りて自修する。この生徒の早起會は父兄や先生の命令や勸誘に依つたのではなく、彼等の發意に出でたのだといふ。上級の生徒は下級の生徒の家を訪問し互に手を携へ、引連れて所定の場所集るのである。朝四時といへば、東天漸く紅を呈するときで、朝寢坊の人は未だ夢の

中である。上級の生徒は兎も角、一二年級の児童をかく早く起すことは如何にも残酷のやうに思はるので、余は校長に注意したが、校長はこの早起會は全く生徒間の自發に出たもので、各自喜んで起き出で、朝の清淨なる空氣に觸るゝことを楽しんで居る。且この地方では各戸とも大概三時半頃には皆起きるのである。その代り夜は早く寝るから格別障害はないと答へた。朝寝坊の者から見れば朝四時といへば如何にも早いやうに思ふが、夏の四時は必ずしも早くもないのであらう。殊に夏の朝の氣分は實に清爽であり、朝寝坊の人の迎も考へられざる興味がある。

朝靄模糊、翠綠流るゝが如き峰巒が美しき太陽の光に映じ、青き紅き色彩を現はすバナラマ式の光景は眞に自然の畫である。更らに田圃の方を見れば、朝露に滴る稻花は白く麗はしく熟れる稻穂は生々として清淨の朝風に吹かれ、豊年の兆を示して居る。この風情は實に農村生活者の獨占する情趣である。この朝景色に觸れ新鮮なる空氣を吸ふときは、身神共に健全なるを覺ゆるのである。この光景に想到す

れば早起會の効果も亦思ひやられるのである。

夕陽西の峰端に没し、冷風翠綠の森の間よりソヨソと吹き來る夕には、暑き一日を農事に勵みたる青年達は、惠澤莊の門前に急拵えの舞臺やうのものを作りて、馬の背又は田圃の中で歌へる民謠、又は俗歌を交るゝ得意氣に唄ふて、一夕の歡を盡すなど何とも言ひ難き風情である、又時には補習學校にて講演會を催し有益なる講話を聽き、老若男女一堂に集りて團欒たる會合をなすなど寔に眞摯の氣分の躍如たるものがある。

學校の校舎を有益に利用すべしとのことは能く人の唱ふる所であるが、本町の補習學校々舎の如きはこの趣旨に最も適ひたるものである。同校々舎は幼稚園ともなり、託兒所ともなり、講演會場ともなり、會議所ともなり、招待會場、祝賀會場ともなり、結婚式場ともなり、蠶種飼育場ともなり、青年團在郷軍人の讀書場ともなり、朝より夜に至るまで絶間なく使用されて居る。余はこの實況を見て中央官廳が法規



や訓令などにて命令したり制限することは無益の業で、地方の實狀に即せざる政治であることをツク／＼と感じたのである。地方の實狀に即せざる政治といふことに就て今一つの實例を述べよう。本町には八幡神社なる一の村社がある。これは昔よりの古き神社であるが、先年町の有志はこの神社に藩主佐竹義理子を合祀せんことを熱望して之を縣廳に出願した。然るに内務省は之を許可しなかつた。神社法規によれば神社の祭神として奉祀するには、その祭神たるべき者が國家に功勞あるか、若くはその地方に特殊の功績あるものでなければならぬ。然るに佐竹子はその經歷に於て國家に功績ありたる事實はない。又藩主としてもこの地に在りたること久しからず、特殊の功勞ありたりともいへない。故に内務省が之を許可しなかつたのは法規の解釋としては當然である。併し又一面より之を見れば、地方民が舊藩主を慕ふの真情よりして之を村の神社に合祀し、日夕之に奉仕せんとするの心情は舊故を思ひ故主を景慕するの情誼より出でたるものであつて、眞に嘉みすべきことへ

思ふ。今日の世相に顧みかかる報本反始の觀念を涵養することは最も必要なることである。法規の解釋は兎も角、地方人のこの真情は寔に感すべきことであると思ひ、余は何とかしてこの願意を貫徹せしめんことを望み、當時の秋田縣知事申野君に話したことがあつた。知事も之を尤もなりとして、内務省に伺ひ出でたが、内務省は法規に合はざるを理由として之を拒絶した。予は内務省の處分を不當といふのではない、否法規の解釋としては寧ろ當然である。併し實際社會生活の上から見れば之が所謂實際に即せざる政治であつて、一片机上の空論である。これは一例に過ぎないが、かかることは他の事項に關しても、又他の地方に於ても必らず多いことであらうと思はる。中央政治の局に當るものは深く地方の實狀に眼を注ぎて事を處せねばならぬことを痛感するのである。

話しは傍道に外れたが、岩崎町の今日の氣風は實に眞摯健實であり、余の最も快とする所である。この氣風は永く維持存続せしめたいと思ふ。併し交通が便利にな

り都會の風が吹き込むに従ひ、淳風美俗もいつか都會化せられることになる。社會の進運に伴ひ文化も進歩しなければならぬのは當然であるが、その文化は輕佻浮華であつてはならぬ、何處までも質實剛健でなければならぬ。獨り我が岩崎町のみでなく、地方の麗はしき醇美の氣風は之を保持し之を獎勵し、以て我が國民性の堅固なる精神を涵養することは最も必要なることである。教育家、爲政者は深く茲に思ひを致されたいと思ふ。

余は岩崎町に歸省しその滞在中に得たる印象は實に愉快であつた。地方自治の發達に努力する余としては、その實狀を紹介することは余の義務と信するを以て、茲にその感想を記して地方人士の參考に供するのである。

## 惠澤莊記

北羽雄勝郡岩崎町爲舊秋田藩主佐竹侯支藩廳治地。余家世仕于侯、余與先考住在

此地。明治維新初廢藩置縣、藩主與支廳主皆移居於東京、藩士亦四散。爾來閱幾十歲、此地變爲羽陰之一寒邑、無復見往時之盛。大正十一年余拜內務大臣、出巡視東北諸縣、因過此地、町人郊迎歡待無不到。岩崎町之爲地、東帶皆瀨之清流、西望鳥海之秀峰、加之民風醇樸閭閻輯睦、夙布町制行自治之政、絕無紛爭、余喜其兼天然之勝與邑人之和、町人亦以此地嘗屬于佐竹侯之藩治余爲其藩士之故、請余以營別業於此地、懇請不止、余感鄉人懷舊之念切情誼之殊厚、喜諾之。町人胥謀相地於舊藩廳之趾、贈之於余。起其工也老若男女致勞服土功、築山引水、桑田變爲邸地。花木竹石悉町人真情之所鍾也。大正十五年告功竣。命名曰惠澤莊。是歲八月、余挈家人至此莊、淹留數旬、屋也雖一小茆舍、瀟洒幽雅、遙環山翠、近挹水光、宛然爲一仙區。顧余立於朝則執掌國政、處於野商推國事、日夕繁劇會無一日之豫逸、今獲小閒入此莊、心意暢然坐忘世務之煩累、是實爲鄉人厚誼之餘惠也、余豈得不深謝哉。輓近世道澆漓人心躁浮、趁新捨舊恬而不怪、當是時我岩崎町人之眞摯

懷故舊之厚今有如此、真可謂聖代希觀之佳事矣。比其清于皆瀨、較其秀于鳥海、誰復爲溢美哉。不啻足以知地方民情之一斑、又可以觀聖世之餘澤深且大也。併此餘惠以此餘澤、是所以名此莊也。乃記其由來、將以傳町人之盛誼與聖代之至澤于不朽。長可貽此莊之美與岩崎町之醇風於後昆矣。仍手書此記、表謝忱之意云爾。

昭和二年五月

香堂 水野鍊太郎記

(昭和三、八)

## 慕賢堂

### 一

余は常に三恩説を唱ふ。三恩とは何ぞや。曰く君恩、親恩、師恩である。君恩に對しては忠あり、親恩に對しては孝あり、忠孝の道は我が國古來よりの國民道德であり、今更ら事新らしく之を説くの必要はない。君恩親恩に次では師恩である。薫陶と指導を受けたる師の恩義に對しては君恩親恩に對して忠孝の道あると同じく敬愛の道がなければならぬ。余の玆に謂ふ所の師なるものは單に學校に於て教を受けたる先生のみを謂でなく、社會に出で、誘掖指導を蒙りたる先輩もその中に含まれるのである。

凡そ人の世に立ち事をなすや、恩師先輩の薫陶と指導とに待つことの多きことは

いふまでもない。自己の努力奮闘、修養勤勉に依ることは固よりであるが、同時に恩師先輩の援助示教の與つて大なることはこれ亦いふまでもない。然るに世の功を成すもの、動もすれば自己獨力によつて成し得たる如く考へ、恩師先輩の恩誼を忘れて顧みざるものあるは實に師恩に對する道義を解せざるものといはなければならぬ。身を立て功を成すもの固よりその人格識見、奮闘努力の結果であることは勿論であるが、又必らず直接間接に恩師先輩の援助誘掖に基くことのあるのは疑なき所である。如何に偉らき人でも孤立無援、徒手空拳にて事をなすことは難いのである。假令直接ならずとも、有形無形に之を助け之を教へ、之を導き之を奨むるの後援者、指導者があるのである。これ則ち恩師先輩である。韓退之の所謂「無貴無賤無長無少道之所存師之所存也」は千古の確言である。然るに今日の世相を見るに往々この恩義を忘れ自己の立身成功は自己獨力の致す所なりとなし、恩師先輩に對し報恩感謝の念なきことは道義の上から見ても甚だ痛嘆に堪へないのである。余は君

恩親恩に對して忠孝の道あるが如く、師恩に對しても敬愛の道あることが當然であり、又この道がなければならぬと思ふ。余が三恩説を唱へ我が醇厚なる國民性を涵養せんとするのはこの趣旨に外ならないのである。

## 二

余は茲に既往を回顧するに、長き官吏生活に於て、又政治生活に於て、恩師先輩の薰陶と指導を受けたることは實に多大である。余の今日あるを致したのは優渥なる皇恩に浴したるに依ることは申すまでもないが、同時に又恩師先輩の誘掖援助の賜である。之を思へば恩師先輩の恩義に對し深く感謝せざるを得ないのである。恩師先輩も多數あるが、その中余の最も尊敬し深く敬慕し居るのは板垣退助伯、西郷從道侯、兒玉源太郎子、原敬氏、穂積陳重博士、後藤新平伯である。是等の諸賢は余の公私生活に於て常に指導を與へられたる恩師先輩である。この六賢は國家の元